



D X時代に対応した「新裁定制度」に係る 課題に関する調査研究委員会

報告書

2025年3月

公益社団法人 著作権情報センター
附属著作権研究所

共通目的事業・助成事業



本調査研究の一部は一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
(SARTRAS) の共通目的基金から助成を受けて実施しています

はしがき

デジタル・ネットワーク社会といわれ、万人がクリエイターとなり得る時代にあつては、職業的クリエイターに限らず、さまざまな創作者がデジタル技術により著作物等のコンテンツを創作し、ネットワークを通じて流通に置くことが可能になっている。加えて、DX（デジタルトランスフォーメーション）に伴う著作物等の創作・流通・利用の推進が求められる今日、係る事態に対応した権利処理を簡易・迅速に可能にする著作権制度が求められていた。

加えて、著作権存続期間が著作者等の死後 70 年の時代にあつては、権利者不明の著作物等が世に蔓延していることは想像に難くない。創作者が死亡していることが明白であっても、遺族らが著作権を相続しているのが通例である。当該権利の管理が権利管理団体により行われていない場合、利用を希望する者は、独自に権利者を検索してその許諾を得なければならないが、その取引費用は著作物等の利用価値に比べ、極めて大きくなることも想像される。

こうした状況はわが国に限らない。このため、諸外国ではさまざまな工夫がされている。その一つが、拡大権利集中許諾制度である。ある分野を代表する権利管理団体と権利者がその権利の管理を委託する契約を締結していなくても、権利管理団体が利用者に利用の許諾を与えることができる、という制度がこれである。この制度の下では、利用者は利用料の支払の他にさしたる取引費用をかけることなく、希望する著作物等の利用が可能になる。

わが国には、労働組合法 17 条に定める契約関係にない者にも労働協約の効力が及ぶことを認める一般的効力を定めた制度もあるところから、拡大権利集中許諾制度の導入も可能ではなかったかと想像するが、結局、この制度の導入には至らなかった。

わが国の著作権法第 67 条には、権利者の許諾を受けることなく利用が可能となる制度として、文化庁長官による裁定制度が設けられている。この裁定制度では、文化庁長官が裁定要件を確認するための手続に時間と手間がかかることが指摘されていた。このため、この 67 条所定の裁定とは別に、令和 5 年 5 月 26 日「著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号）」により、「簡易かつ迅速に利用できる」新しい裁定制度（法 67 条の 3 以下）が設けられるところとなった。

この新裁定制度では、権利管理業者による集中管理が行われておらず、その利用の可否に係る著作権者等の意思を円滑に確認するために必要な情報が公表

されていないものを「未管理公表著作物等」とし、これが新裁定制度を利用できる対象となる。未管理公表著作物等を利用しようとする者が、当該著作物等の利用に係る著作権者等の意思を確認するため、所定の措置をとったにもかかわらず、その意思の確認ができなかった場合に、文化庁長官の裁定を受け、文化庁長官が定める補償金を供託することで、当該著作物等を利用ができることになっている。

67 条裁定と異なり、新裁定では、手続の簡素化・迅速化を図るため、裁定に至る手続を担うのは、文化庁ではなくて、文化庁長官による指定・登録を受けた民間の機関が行うことが予定されている。指定補償金管理機関（本調査報告では、「指定機関」と略記されている：法 104 条の 18）と、登録確認機関（本調査報告では、「確認機関」と略記されている：法 104 条の 33）がそれである。

指定機関は、裁定制度に係る補償金の受領・管理・支払等に関する業務を適切かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人であって、全国を通じて一個に限り、文化庁長官により指定される。確認機関は、新裁定制度の申請の受付事務、要件確認事務及び使用料相当額の算出に関する事務等を、文化庁長官に登録することで行うことができる者であって、個人でも団体でも構わないし、全国を通じて一個であるとは限らない。

本調査研究では、新裁定制度での指定機関及び確認機関の業務に関する法解釈上の諸論点及びその運用実務に関する諸論点、さらには法 67 条裁定との関係並びに今後想定される諸論点が取り上げられている。法解釈上の諸論点では、同一性保持権の侵害が想定される場合の文化庁長官の裁量行為、裁定の取消処分さらにはその取消処分の取消など、極めて細かい領域に渡る解釈問題にも触れているが、申請者による確認機関への申請段階での基本的な関係等は、今後、確認機関として登録を希望する者には参考となる部分である。また、運用実務に関する論点でも、申請に先立つ事前相談から使用料の算定そして申請後の事務処理など、主として確認機関にとって業務上重要な論点に踏み込んで検討されており、確認機関はもとより、指定機関にとっても有益な検討となっている。

新裁定制度は、権利者の許諾を得て、著作物等の利用を認めるという著作権法の原則を前提に、権利者の意思が確認できない一定の要件を満たした場合にのみ、文化庁長官の裁定により、著作物等の暫定的な利用を認める制度である。この制度では、確認機関と指定機関という機関の存在を必須とする制度であり、民間の機関であるだけに制度を維持するためのコスト問題が悩ましいことにな

ろう。確認機関には手数料収入、指定機関には補償金をベースとした管理費が想定されるが、それだけでこの制度が持続的に運営できるのかははっきりしない。

参議院文教科学委員会付帯決議五.では、新裁定制度にとって、「分野横断権利情報検索システム」の重要性が指摘されているとともに、その構築には、政府の支援が求められている。また、その四では、確認機関の登録及び指定機関の指定に当たり、「それぞれの機関が権利者及び利用者の意見を適切に反映した運営が確保されるよう留意すること」も求められている。新裁定制度が適切に運用されるべく、著作権等の相談窓口事業も検討されているが、こうした関連システムの構築に伴うコストの負担をどのように行うのかは、制度が施行される令和 8 年までには、政府・文化庁を含めた関係団体により明確にされる必要がある。

本調査研究の進行に関しては、調査研究委員会を通じてはもとより、委員会外における各委員のそれぞれの負担により進められた。各委員の負担と成果は次頁に示しているとおりであり、ここに各委員及び著作権研究所事務局にその労を多とし、改めて感謝を申し上げる。

令和 7 年 3 月

土肥 一史

委員名簿

(座長)

土 肥 一 史 一橋大学名誉教授・著作権研究所所長

(委員)

今 村 哲 也 明治大学情報コミュニケーション学部教授

澤 田 将 史 高樹町法律事務所 弁護士

山 崎 貴 啓 松田山崎法律事務所 弁護士
著作権研究所特別研究員

(オブザーバー)

文化庁 著作権課

(事務局)

吉 田 大 輔 著作権研究所副所長・主幹研究員

横 山 眞 司 著作権研究所専任研究員

主な執筆担当一覧

執筆箇所	主な執筆担当（敬称略）
Ⅲ 3.	今村哲也
Ⅰ 10.	澤田将史
Ⅰ 2. 3. 4. Ⅱ 3.(1) (3) Ⅲ 1. 2.	山崎貴啓
Ⅰ 1. 5. 7. 9. Ⅱ 1.(1) (4) 2.(1) (3) 4.	吉田大輔
Ⅰ 6. 8. Ⅱ 1.(2) (3) (5) 2.(2) 3.(2)	横山眞司

委員会開催記録

- 第1回
議題 令和5年12月1日（金） 15：30～17：30
今後の調査研究の進め方
- 第2回
議題 令和6年2月22日（木） メール審議
1）『新裁定制度』に係る論点整理」に関する検討
2）「新裁定制度の法解釈に関する論点」に関する検討
- 第3回
議題 令和6年3月25日（月） 14：30～16：30
1）『新裁定制度』に係る論点整理」に関する検討
2）「新裁定制度の法解釈に関する論点」に関する検討
（1）前回の委員会で提出された意見の概要
（2）重要項目の検討
①翻案利用に伴う同一性保持権問題 I 2．関連
②第三者による利用を含む裁定の問題 I 3．関連
③裁定をしない処分に関する文化庁の裁量の範囲 I 5．関連
④複数の著作物等・著作権者等が関係する裁定申請における
単位の捉え方 I 8．関連
⑤補償金請求権の時効と指定機関の財産への組入れ I 10
． 関連
- 第4回
議題 令和6年11月5日（火） メール審議
「Ⅱ 新裁定制度の運用実務に関する論点」「Ⅲ 67条裁定と
の関係」に関する検討
- 第5回
議題 令和7年2月17日（月） 13：00～15：00
1）「Ⅱ 新裁定制度の運用実務に関する論点」「Ⅲ 67条裁定と
の関係」に関する検討
2）「新裁定制度の運用実務に関する論点に関する確認事項」に
関する検討
3）「新裁定制度対象事例の調査と分析」に関する検討
- 第6回
議題 令和7年3月26日（水） 15：00～17：00
報告書について

— 目 次 —

はしがき

委員名簿・主な執筆担当一覧

委員会開催記録

I	新裁定制度の法解釈に関する論点	1
1.	申請段階における申請者と確認機関の基本的なスタンス	1
2.	二次創作を利用方法とする場合の著作権者人格権との関係	3
(1)	裁定の性質	3
(2)	同一性保持権侵害が想定される利用に関する文化庁長官の裁量	4
(3)	同一性保持権侵害に係る紛争を防止するための方策	5
3.	第三者による利用の適否	5
4.	申請準備段階及び申請段階における著作物の利用に関する解釈の明確化	6
(1)	「公衆送信」該当性	6
(2)	新30条の3（検討の過程における利用）適用可能性	7
(3)	確認機関の行為への42条の適用	8
5.	裁定をしない処分	9
(1)	問題の所在	9
(2)	現行裁定制度における「裁定をしない処分」の実務	9
(3)	新裁定制度における取扱い	10
(4)	確認機関と文化庁長官の関係	12
6.	裁定の「公表」	13
7.	裁定の取消 —「真正な権利者」の確認主体	13
8.	裁定の取消 —複数の著作権者・実演家の関係する著作物等	14
(1)	複数の権利者が存在する場合の類型	14
(2)	一部の権利者から申出が為された場合の裁定の取消し	15
(3)	その他の考慮事項	17
9.	取消処分の取消	18
10.	補償金請求権の時効	20
II	新裁定制度の運用実務に関する論点	23

1. 申請に至るまでのプロセスについて	23
(1) 事前相談の在り方	23
(2) 未管理公表著作物等に関する「未管理」の判断	24
(3) 確認措置の具体的内容の明確化	28
(4) 著作者の利用廃絶の意思の確認方法	33
(5) 使用料相当額の算定	33
2. 申請後の事務処理に関して	34
(1) 標準処理期間	34
(2) 裁定結果の「公表」	35
(3) 補償金の管理	36
3. 裁定の取消	39
(1) 裁定の取消処分と確認機関又は指定機関の関係について	39
(2) 複数の著作権者・実演家の関係する著作物等について一部権利者から申出があった場合における取消の在り方	40
(3) 権利者又は利用者が補償金の額に不服がある場合の対応について	41
4. 取消処分の取消	43
III 67条裁定との関係	46
1. 新裁定に基づく利用期間中の67条裁定との関係	46
2. 新裁定に基づく補償金と67条裁定の補償金との関係	46
3. 67条裁定の補償金の支払いに関する運用指針	47
IV 今後の課題	48
1. 新裁定に関する業務フローと関係者間の情報共有	48
2. 裁定の申請単位と確認機関の手数料の算定基準	48
3. 著作権相談及び裁定に向けての事前相談に要する経費の財源確保	48
4. 新裁定に基づく利用から67条裁定に基づく利用に移行する場合におけるCR IC広告の取扱い	48
5. 新裁定の適用要件に関する想定事例集の検討	49
V 新裁定制度対象事例の調査と分析	50
1. 調査対象	50
2. 調査期間	50
3. 件数	50

4. 著作物等の分野	50
(1) 裁定利用想定事例と全相談事例の件数	50
(2) 構成比による比較	51
5. 相談者の分析	51
6. 裁定利用想定事例の内容	52

(注)登録確認機関は「確認機関」、指定補償金管理機関は「指定機関」と略する。

I 新裁定制度の法解釈に関する論点

1. 申請段階における申請者と確認機関の基本的なスタンス

(1) 新 67 条の 3 の規定に基づく裁定（以下、「新裁定」¹⁾）では、①（a）裁定を受けようとする者（申請者）が対象著作物の利用について権利者の意思を確認するための措置（以下、「意思確認措置」）をとったにもかかわらず意思の確認ができなかったこと（同条 1 項 1 号）及び（b）権利者が利用を廃絶しようとしていること（以下、「利用廃絶意思」）が明らかでないこと（同項 2 号）、並びに②当該著作物が未管理公表著作物等に該当すること（同条 2 項）が要件となっており、申請者は、著作物の題号、著作者名その他の当該著作物を特定するために必要な情報（著作物特定情報）、著作物の利用方法及び利用期間、補償金額の算定の基礎となるべき事項その他の事項を記載した申請書に、①及び②の要件を充足することを疎明する資料（「疎明資料」）その他を添付して、文化庁長官に提出するものとされている（同条 3 項）。申請者としては、まず②の未管理公表著作物等に該当するか否かの調査を行うとともに、①（a）の意思確認措置を実施し、併せて①（b）の事情について調査を行った上で、裁定の申請を行うという手順が考えられる。

上記の規定を踏まえれば、上記①及び②に関する措置や調査は一義的には申請者において行うものであり、文化庁はあくまでも申請者の疎明資料等に基づきその内容が裁定の要件を充足するか否かについて確認を行い、その上で裁定の可否等につき判断を行う立場に立つものと解するのが適当である。

新裁定制度では、文化庁の裁定に関する権限行使を補助する機関として、登録確認機関（以下、「確認機関」）の関与が予定されているが、当該機関の登録がなされない場合や、確認機関の事務の休廃止、登録の取消し等があった場合（104 条の 46）には、文化庁が直接これらの要件確認を行うこととされているので、要件確認に関する確認機関と申請者の関係は、文化庁と申請者の関係と基本的には同様であると捉えることができる。したがって、確認機関は、申請者の疎明資料等に基づきその内容が裁定の要件を充足するか否かについて確認を行う立場に立つものと解するのが適当である。

ただし、上記①（b）（利用廃絶意思）については確認機関の事務から外されているので（104 条の 33 第 1 項 2 号参照）、その確認は文化庁において判断さ

¹ 「未管理著作物裁定」と略される場合もあるが、本報告書では「新裁定」と略する。

れることとなる。

(2) 上記に関して、確認機関の要件確認の範囲について、(ア)申請者が行った意思確認措置等の範囲内で足りるのか、あるいは(イ)その範囲を超えて独自調査しなければ確認機関に委ねられた責務を果たしたことにならないのかという論点があり得る。

申請者の行うべき意思確認措置の内容(①(a))や②の該当性については、それぞれ文化庁長官の定めやそれを踏まえた「裁定の手引き」によって、あらかじめ明らかにされるものと考えられる。申請者はそれを踏まえて申請したものであって、文化庁又は確認機関の確認作業は、あらかじめ文化庁・確認機関が保有している情報は別として、基本的にその範囲内で足りると解される((ア)の考え方)。そうでなければ、文化庁・確認機関は、際限のない確認作業が必要となるおそれもあり、簡易で迅速な権利処理という本制度の趣旨に合致せず、申請者に裁定の遅延による不利益を与える可能性もある。

また、新裁定では、権利者の申出によって裁定を取り消す仕組み(67条の3第7項)が導入されており、その手続を通じて権利者の利益を確保する途が用意されていることも上記の取扱いを適当とする理由として挙げることもできると思われる。

なお、確認作業の結果、申請者の意思確認措置等が要件充足に至らなければ、そのまま裁定をしない処分に進むこともあり得るが、通常は、申請者に不十分な点を指摘して追加の調査や措置を行わせ、補正申請を検討させることとなるものと考えられる。

実務的には、「事前相談」(Ⅱ1.(1)参照)において、確認機関は申請(予定)者と要件充足性について十分なすり合わせを行った上で申請するケースが多いと想定され、その段階で申請(予定)者の行った意思確認措置等の範囲が不十分な場合は、確認機関の指導によって追加の措置が取られ、要件が充足されるよう調整されるものと考えられるので、實際上、これが問題となることはないものと考えられる。もっとも、追加措置によって権利者の意思確認ができれば、裁定を申請する必要がなくなることとなる。

(3) 現行67条の規定に基づく裁定も基本的には上記と同様のスタンスを取ってきたものと考えられる。現行67条裁定では、権利者と連絡をとるための相当な努力を払っても権利者と連絡できない場合であることが要件となっているが、政令7条の5によれば、①権利者情報を所得するための所定の措置をとり、かつ、②取得した権利者情報や保有していた権利者情報に基づき権利者と連絡す

るための措置をとったにもかかわらず、権利者と連絡がとれなかった場合を要件として掲げ、その具体的な調査等の内容についてはあらかじめ政令及び「裁定の手引き」によって明らかにしている。申請者がこれらに従って①及び②に関する調査を行ったときは、文化庁はその結果を確認するが、改めて独自の調査を行う必要はないと解され、また、実務もそのように取り扱っている。

【新裁定制度における申請者・確認機関・文化庁の役割と関係性】

主体	役割・措置等	備考
申請者	・ 未管理著作物等か否かの調査 ・ 権利者の意思確認措置の実施 ・ 利用廃絶意思に関する調査（状況確認） ・ 申請書・疎明資料等の作成・提出	裁定申請に必要な調査や資料作成は、申請者が主体的に行う
確認機関	・ 申請者の疎明資料に基づく要件充足確認（未管理要件、意思確認措置の実施状況） ・ 要件が不十分な場合は申請者に追加調査・措置を指導	独自調査は原則不要
文化庁	・ 申請書および確認機関の確認結果に基づき裁定の可否を決定 ・ 利用廃絶意思の有無の判断（確認機関の確認範囲外） ・ 裁定取消の判断・処理	確認機関が存在しない場合、文化庁が直接要件確認を行う

2. 二次創作を利用方法とする場合の著作権者人格権との関係

(1) 裁定の性質

新裁定は、現行裁定と同じく「翻案」利用も認めているが、その場合における著作権者人格権（同一性保持権）との関係をどのように考えるかが問題となる。

翻案による利用を認めている現行裁定の性質は、著作権者に代わって行政庁が出す代位的な著作物利用許諾とされており、その効果としては、著作物の利用許諾（63条）と同じ効果を発生させるものと解されている²。

新裁定は、著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等について、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物等の時限的な利用を認める制度であるものの、裁定の性質それ自体は、現行裁定のそれと異なるものではないと考えられる。

よって、新裁定についても、現行裁定と同じく、著作権者に代わって行政庁が出す代位的な著作物利用許諾と解される。

以上の裁定の性質に鑑みると、利用者は、裁定により翻案利用することは可能であるが、裁定によっても著作権者人格権に関する権利処理がなされているわ

² 加戸守行「著作権法逐条講義 七訂新版」（公益社団法人著作権情報センター、2021年）527頁

けではないため、その利用が同一性保持権の侵害に該当する場合が生じることになる。

(2) 同一性保持権侵害が想定される利用に関する文化庁長官の裁量

次に、文化庁長官が、申請された利用態様によれば著作権者人格権侵害が生じると判断した場合に、裁定をしない処分を行うことができるかが問題となる。

新67条の3第1項及び第2項の規定からは、確認機関が所定の要件を確認することができれば、原則として裁定を行うことが予定されていると読める。一方、現行裁定においては、文化庁長官は、明文の要件の存在に加えて、「著作物の利用を認める必要性があるかどうかを判断して諾否を決定」すると解されていることから³、立法者は、利用を認める必要性の判断については文化庁長官が一定の裁量を有していると考えているということができる。

また、答申⁴では、「翻案等を伴う利用の必要性は高いと考えられるため、新制度の利用を可能とすることが適当である」としつつも、「関係者の懸念や著作権者人格権との関係も配慮し、新制度の悪用等を抑止するためにも、新制度の手続については文化庁長官の一定の関与を設けることとする。」とされている。

そうすると、新裁定においても、現行裁定と同様、文化庁長官は一定の裁量を有していると解したうえで、利用態様が一見して明らかに同一性保持権を侵害するものであると判断できる場合には、制度趣旨に沿う適正な利用がなされないため利用を認める必要性が存しないとして、裁定をしない処分を行う裁量があると考えることができる。

もっとも、現実には著作権からの同一性保持権侵害の主張がない中で、個別の利用態様に応じた同一性保持権侵害の判断基準を設けることは容易ではなく、文化庁長官が行う判断が区々になってしまうような場合には、裁定をしない処分を受けた申請者との関係で裁量違反の問題を生じさせるおそれもある。そのため、申請された利用態様が同一性保持権侵害に該当することを理由として文化庁長官が裁定しない処分をすることは、極めて限定的な場合にのみ当てはまるものと考えられる。

一方、新67条の3第1項は、「当該裁定の定めるところにより、当該未管理公表著作物等を利用することができる」と規定しており、利用の条件を付すこと及びその内容については比較的広い裁量が認められるものと解される。そこで、文化庁長官は、裁定を行うにあたり、同一性保持権侵害の紛争の防止に有

³ 前掲註2・加戸 525頁

⁴ 文化審議会「デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について第一次答申」（令和5年2月）23頁

効と思われる条件（例えば、当該著作物の社会的評価やイメージを損なう態様での利用は行わない等）を付することも考えられる。

なお、（現行）裁定に基づく利用に関して、「やむを得ないと認められる改変」（20条2項4号）を柔軟に解釈して裁定に基づく翻案利用を認めても差し支えないとの見解がある（福井健策・中川隆太郎『著作権法コンメンタール 第2版』半田正夫・松田政行編著 勁草書房（2015年）849頁）。また、この指摘は、答申⁵においても記載されている。

もっとも、「やむを得ないと認められる改変」か否かは裁定の段階で考慮要素にはなり得るとしても、文化庁長官ないし確認機関が同一性保持権侵害の成否を公的に審査・判断するものではないため、紛争が生じた場合には著作者と利用者間の問題として解決せざるを得ないものと考えられる。

（3）同一性保持権侵害に係る紛争を防止するための方策

現行裁定における翻案利用と同一性保持権侵害の関係について、文化庁著作権課「裁定の手引き（第11版）」（令和5年9月）41頁には、「著作物の一部を切り抜いたり、修正したりして利用することは、著作者人格権（同一性保持権）等を侵害するおそれがあります。」「裁定を受けたとしても、著作者人格権等を侵害する行為が認められるわけではないので御注意ください。」として注意喚起をしている。

新裁定においても、申請段階で同一性保持権侵害に留意して利用することを申請者に確約させることや、裁定をした事後において翻案物を提出させるなどして利用状況を確認することなどにより、利用者に対して注意喚起等を行うことが考えられる。

3. 第三者による利用の適否

新裁定において、再許諾（サブライセンス）権付きの利用を認めることが可能か否か、条文上明確な規定がないため問題となる。

上記現行裁定の性質から、63条1項の許諾は、著作権者が他者に対し、第三者に対する許諾権を与え、当該他者を通じて許諾をする場合も含まれる⁶とすれば、裁定においても再許諾権の有無を定めることも可能であると考えられる。もっとも、この見解は、裁定の性質を63条の許諾と同様に解釈するものであるが、67条及び新67条の3の「利用することができる」の解釈において、第三者に「利用させる」ことを含めることの説明ができるのかという問題があ

⁵ 前掲註4 23頁

⁶ 前掲註2・加戸 507頁

る。

これに対し、63条を根拠として再許諾権を定めるのではなく、申請者が第三者に代わって申請するという構成により、実質的に再許諾に類似する利用を認め得るという見解もある。この見解は、第三者が不特定のまま代理の申請を認めることの明文の根拠が不明であること、及び裁定を受けることの代理権を有していないのではないかという問題がある。

現行裁定においては、平成26年の裁定制度の見直しの際、「運用の改善」として、「第三者に利用させることを内容とする裁定申請が可能であることを明確化」することとなった。そして、放送番組の二次利用では、放送事業者が権利処理を行った後に実際の利用者（有線放送事業者、配信事業者等）へ「番組販売」を行うこと（いわゆる「元栓処理」）について、それが慣行となっており、実際の利用者が申請を行うことは事実上困難であると想定されるとして、放送事業者が実際の利用者の利用も含めた裁定の申請を行うことも可能であると説明されている（「裁定の手引き」40頁）。かかる運用については、上記の2つの見解のいずれからでも、元栓処理を認めることの説明が可能である。

もっとも、上記いずれの見解を採用するとしても、新裁定において自由に申請者以外の第三者の利用を認めることとした場合には、裁定に係る著作物の利用者の範囲や利用態様などについて把握することが困難となり、利用の許諾に関する協議の申込みを含めた著作権者等による権利行使を困難にしてしまうおそれがある。

そこで、仮に再許諾権の付与ないし代理申請を認めることとした場合には、著作権者等による権利行使の機会を確保できるよう、利用を行う第三者を特定するなどの適切な条件を付すことが考えられる。

なお、ウェブサービスにおいて著作物を利用する場合、サービス利用規約には、サービス提供者やユーザー相互において、当該ウェブサービスで表示された著作物を含む映像等について自由に利用することを認めていることがある。このような規約の下で裁定を受けて利用する場合には、その規約が適用される他のユーザーにも当該著作物が利用される可能性があることが否定できない。このような場合に裁定を出すことが可能であるか否か、裁定を出す場合にどのような条件を付すべきかについて、引き続き検討する必要があると考える。

4. 申請準備段階及び申請段階における著作物の利用に関する解釈の明確化

(1)「公衆送信」該当性

申請（予定）者が準備又は申請のために対象著作物等を確認機関に送信等を行うことは、著作権法上の「公衆送信」に該当する場合があるかが問題となる。

申請予定者が準備又は申請のために対象著作物等を一の確認機関に送信等を行う場合には、「公衆によって直接受信されることを目的」(2条1項7号の2)に該当せず、公衆送信には該当しない。

もともと、制度上、確認機関は複数の団体が登録されることもありうる。そこで、確認機関が複数ある場合で、申請予定者が全ての確認機関に対して対象著作物等の送信を行う場合に、「公衆」に該当すると考えられるかが問題となる。

公衆は、「特定かつ多数を含む」(2条5項)とされていることから、「特定かつ少数」以外の場合は、「公衆」に該当するものと解されている。

そして、「特定」であるかどうかについては、利用行為者と著作物の提供・提示を受ける者との間に人的結合関係が認められないしはその強弱に加え、著作物の種類・性質や利用態様等も考慮することによって不特定者と区別されると解される(東京地判平成25年12月13日)。

申請予定者と確認機関の間では人的な結合関係はないことを強調すれば「不特定」に該当すると考えられるが、確認機関は申請予定者から提供を受けた著作物を文化庁以外に提供する可能性がない(第三者の利用可能性がない)ことを踏まえて「特定」に該当すると考えられる。

次に、「多数」であるかどうかは、著作物の種類や利用態様によって相対的に判断されるものと解されているところ、確認機関の数や事務の内容、申請のための送信行為の態様等から、個別の事情を総合的に考慮して判断することが妥当であると考えられる。そして、申請予定者が多くの確認機関に対して著作物を送信する場合には、「多数」者への送信と評価されることもあり得るものと考えられる。

そうすると、想定的な状況であるが、確認機関が複数ある場合に、申請予定者が多数に該当する数の確認機関に対して著作物を送信する場合には、「特定」の該当性の判断にかかわらず、「多数」であることから公衆送信に該当することがありうるものと考えられる。

(2)新30条の3(検討の過程における利用)適用可能性

それでは、公衆送信に該当すると評価される場合、申請予定者による公衆送信について、新30条の3(検討の過程における利用)が適用されるかが問題となる。

新30条の3には、検討の過程における利用として、新67条の3第1項による利用が挙げられ、「検討の過程」の内容として「当該裁定を受ける過程」(同条本文かつこ書き)が挙げられている。このように、条文上「当該裁定を受ける過程」が明記されており、また著作権法上、裁定の手続が定められているこ

とからすれば、利用者による裁定手続中の複製や申請のための送信についても当然に予定されているということができると考えることもできる。

よって、仮に申請予定者が複数の確認機関に対して著作物を送信することが公衆送信に該当する場合であっても、その公衆送信は、新30条の3の制限規定の対象になるものと解することができる。

なお、他に本条の適用が問題となる場面としては、申請の事前相談の際、任意の業務又は申請受付(新104条の33第1項1号)に関連する業務として、確認機関は申請予定者の申請準備の段階で相談を受けて、助言や実際に事前の確認をしたりする場合があり得る。この段階で確認機関が著作物のサムネイル等を複製したり送信したりする場合があっても、その利用が申請者予定者の手足として行っていると評価されるものについては、新30条の3によって適法になると考えられる。

(3) 確認機関の行為への42条の適用

確認機関における内部検討段階における複製、また、文化庁との情報共有における送信について、42条(立法・行政目的の内部資料としての複製等)は適用可能かが問題となる。

新42条は、行政の目的のために内部資料として必要な場合の複製と、当該内部資料を利用する者との間で公衆送信を行うことを認めている。

本条の「行政の目的」というのは、改正前42条1項の「行政の目的」と同じく、行政庁がその所管事務遂行に関し国家意思等を決定し行使するうえで必要な場合をいい、その著作物を複製しなければ行政の目的を十全に達成できない場合をいうものと解する⁷。

確認機関は、新104条の33の規定に基づき確認等事務を行うものとして文化庁長官により登録が認められたものであり、いわゆる事務代行型の「指定法人」の性質を有するものとして、行政事務の委任を受けていると考えられる。

そこで、確認機関が行う確認等事務は、新67条の3の文化庁長官の裁定という国家意思の決定のための所管事務であるところ、確認機関は、当該事務の遂行を委任されているということができる。

よって、確認機関が行う確認等事務は、「行政の目的」という要件を充足すると解する。

次に、「内部資料」とは、作成部局内での使用にとどまる場合に限定されるものであると解されるところ、確認等事務を遂行する過程で複製物を第三者に配

⁷ 前掲註2・加戸 366頁

布するということは予定されていないことから、この要件も充足する。

以上により、確認機関が確認等事務の遂行上内部検討段階で必要と認められる限度で著作物を複製することは、42条により認められる。

なお、確認機関が確認等事務の遂行に伴い、当該著作物の複製物を文化庁と共有するために送信することは、通常は確認機関と文化庁間の1対1の送信であって、「公衆によって直接受信されることを目的として」(2条1項7号の2)いるものではないため、公衆送信には該当しないものと考えられる。仮に公衆送信に該当する場合があるとしても、「当該内部資料を利用する者との間」で公衆送信を行う場合には、当該公衆送信についても42条により許容されることになる。

5. 裁定をしない処分

(1)問題の所在

新裁定制度創設を提言した文化審議会答申⁸では、新裁定制度の制度設計イメージとして、申請に係る利用が「著作権者の利益を不当に害したり、著作者の意向に反したりするといったことが明らかであると認められるときに該当しないこと。※翻案利用も対象とするが、人格的利益についても一定の配慮がなされるようにする。」との考慮要素を挙げている。この趣旨を新裁定制度の具体的な運用にどのように反映すべきかについて検討する。

(2)現行裁定制度における「裁定をしない処分」の実務

現行67条に基づく裁定制度における「裁定をしない処分」の取扱実務は、次のとおりである。文化庁の「裁定の手引き(第11版)」(令和5年9月、以下「手引き」)では、「法定の要件を満たす場合には、文化庁長官は裁定の処分を行います。以下の事由に該当する場合には、文化庁長官は、裁定をしない処分を行うことになります」として、「①著作者が、著作物の利用を廃絶しようとしているのが明らかなきとき、②申請中利用者から申請を取り下げる旨の申出があったとき」の2つの事例を掲げている。①は現行70条4項1号、②は同条7項をそれぞれ根拠とするものである。なお、②について「手引き」では、ア申請中利用者が権利者と連絡することができるに至ったことを理由とする場合と、イ権利者と連絡することができるに至ったこと以外を理由とする場合を挙げている。

ただし、②は申請中利用という局面における申請者側の事情の変化によるも

⁸ 前掲註4 16頁

のであるので、文化庁長官の判断によって裁定をしない処分を行うのは、①のケースであり、「手引き」にはそれ以外のケースは挙げられていない。①の趣旨については「世の中における著作物の利用を将来ともに認めたくないという著作者の意思が対外的に明確にされているときは、その人格的な利益を尊重するということであります」（加戸守行「著作権法逐条講義（七訂新版）」p.544）と説明されている。いわゆる「撤回権」的な規定である。

しかし、ここで問題となるのは「著作者」の意思であり、「著作権者」のそれではない。加戸・前掲では、例として、発行された本が全部回収された場合は利用廃絶の意思が認められるとしているが、一方で、著作者がその著作権を他人に譲渡した後に利用廃絶の意思を表明した場合、実質的に譲受人の著作権を否定する結果となるので、著作権者の同意のない限り、裁定をしない処分は適用されないと述べている。なお、加戸・前掲では、70条4項「各号該当の事由がなければ必ず裁定をしなければならないというものでもございません。ある程度の裁量の余地は存するところであります。」との記述があるが、その具体例は示されていない。また、「手引き」においても、法定の要件を満たしているにもかかわらず、上記①又は②以外の理由により裁定をしない場合があることには触れていない。

この点に関連して、池村聡『半田・松田編「著作権法コンメンタール〔第2版〕』p.884では、現行67条の裁定における著作権者の意思（利用廃絶）の反映について、文化庁長官の裁量による対応を解釈の可能性として挙げている。

また、著作者人格権に関しては、「手引き」の「第4 よくある質問 質問9」の回答で、「裁定を受けたとしても、著作者人格権を侵害する行為が認められるわけではないのでご注意ください。」と記載しているが、裁定の判断自体に影響するかどうかについての言及はない。

（3）新裁定制度における取扱い

前述のように文化審議会答申では、「著作権者の利益を不当に害すると認められる場合」と「著作者の意向に反することが明らかであると認められる場合」は、新裁定を適用すべきでないという考え方が示されているので、これらの点を新裁定制度においてどのように取り扱うことができるかについて検討する。

（A）著作権者の利益を不当に害する場合

この論点に関しては、いかなる場合が「著作権者の利益を不当に害する場合」として想定されるかという点の分析が必要である。

まず、前掲・池村解説が指摘するような著作権者による「利用廃絶」の意思

の反映については、新裁定の要件として、利用者は「著作権者の意思を確認するための措置」（67条の3第1項1号）をとることが必要であり、その確認するための措置をとった結果、著作権者の利用廃絶の意思が確認されれば、そもそも新裁定の要件に合致しないこととなるので、仮に新裁定の申請があつたとしても裁定をしない処分を行うこととなる。いわゆる「オプトアウト」として取り扱うこととなる。

一方、新裁定の適用の場面で、上記以外でいかなるケースが「著作権者の利益を不当に害する場合」として想定されるかは必ずしも明らかでない。権利制限規定のただし書き等の解釈においては、「著作権者の利益を不当に害する場合」について「著作物市場における競合関係」の存在又はその可能性という考慮事情を挙げるのが通例であるが、新裁定が適用される場面においては、通常の著作物市場において流通していない著作物が対象となることが多く想定されることを考えると、そのように捉えることは必ずしも適合しないとも思われる。むしろ、市場における競合関係を想定できる場合は、ライセンス等に基づく著作物等の利用が行われている場合とも考えられるから、その場合は、通常、著作権者と連絡可能であるとも考えられる。また、新裁定制度では、著作権者が受けるべき経済的対価は補償金という形で確保されており、この点も「不当に害するか否か」の判断に関係してこよう。

ただし、著作権者の利用廃絶の意思がある場合以外にも、著作権者の利益を不当に害することとなる場合について、加戸・前掲が指摘するように、行政処分的一种である裁定処分において「ある程度の裁量の余地」が認められることを前提として、新裁定の運用において裁定をしない処分を行う余地を残しておくことも必要と思われることから、今後の運用事例を踏まえながら、具体的にどのような利用が該当するかについて検討を深めることが望ましいと考えられる。

(B) 著作者の意向に反する場合

67条の3第1項2号では「著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないこと」を要件の一つとして挙げており、現行67条に基づく裁定の場合と同様に、新裁定においても著作権者の利用廃絶の意思が明らかなきは文化庁長官として裁定を行うことはできないとされている。したがって、この点は、この規定を適切に運用することによってその趣旨を活かすことができる。なお、新裁定制度は実演家等の著作隣接権にも準用されるが（103条）、67条の3第1項2号は準用されていない。これは67条に基づく現行裁定においても同様に除外されており、改正後の67

条に基づく裁定においても同様である。著作権の場合は、前記のようにいわゆる「撤回権」を認める趣旨に立つものであるが、著作隣接権にはそのような事情に乏しいからである。

また、著作権者の意向の関係では、著作権者が利用廃絶の意思を表明している場合のほか、大幅な改変等、著作権者人格権（同一性保持権）侵害のおそれが高い場合にどのように取り扱うかという問題がある。ただし、同一性保持権については「著作権者の意に反する」改変か否かが問題となること（20条1項）や「やむを得ない改変」は許容されている（同条2項4号）点を考慮すると、侵害のおそれが高いか否かの判断は微妙とならざるを得ない。67条に基づく裁定における現行実務では注意喚起を行っているが、同一性保持権侵害のおそれを理由として裁定を行わなかった事例は存しない。また、この点は事前相談の段階で申請（予定）者に注意喚起を行うことで一定程度回避することができるとも考えられる。したがって、裁定をしない処分におけるこの点の取扱いについては、これまでの67条裁定に関する実務上の取扱いを踏まえつつ、今後の運用事例の蓄積を待ちながら、引き続き検討を深めることが適切であると考えられる。（論点2「二次創作を利用方法とする場合の著作権者人格権との関係」に関連）

（C）法令違反のおそれがある場合

以上の著作権者や著作権者の意思に係る問題とは別に、新裁定において利用しようとしている著作物等の内容が社会に有害な情報（例えば、爆弾や銃器の製造方法に関する文書や、わいせつな文書・ビデオ等）である場合に、文化庁長官が裁量により新裁定をしない処分を行うことができるかという問題がある。これについては、法令違反の蓋然性が高いと判断する場合には、「法律に基づく行政」の観点から裁定をしない処分を行うことが許されるものと考えられるが、一方で「表現の自由」との観点から、文化庁長官の裁量権の範囲については慎重な検討が必要であると考えられる。

（4）確認機関と文化庁長官の関係

確認機関の行う要件確認の範囲は、①未管理公表著作物等に該当するか否か、及び②67条の3第1項第1号（著作権者の意思確認措置の結果確認）とされており（104条の33第1項2号）、67条の3第1項2号の要件（著作権者の利用廃絶意思の確認）は対象となっていない。したがって、上記（3）で検討した点のうち、（A）「著作権者の利用廃絶意思」については確認機関が要件確認の一部として関与する可能性があるが、（B）「著作権者の利用廃絶意思」の確認には関与しない。もっとも、著作権者が著作権者である場合は多いことから、著

作権者の意思確認の場面で著作者の意思を確認できる場合が多いと考えられる。確認機関としては、その結果を文化庁に連絡することとなる。

6. 裁定の「公表」

67条8項又はそれを準用する67条の3第6項による「公表」を確認機関又は指定機関が行う場合の権限について、特に「I 4.」で検討した、申請準備段階及び申請段階との関係でどのように考えるかという問題がある。

この点、「公表」される情報に権利の対象となる著作物等が含まれる場合も、「公表」が文化庁長官の名義でなされる限りは、その実務が確認機関や指定機関のみならず外部組織一般（確認機関や指定機関からさらに外部に再委託する場合も含む）に委託してなされるところとしても、通常の業務委託の範囲と考えられることから、外部組織が当該業務を遂行する上で、公表に係る著作物等の利用について個別の権限を有する必要はないものと考えられる。

なお、文化庁が「公表」を委託した外部組織に対して、確認機関から著作物等を含む公表情報を受け渡す行為は、「I 4.」で検討した通り、改正法42条の適用により許容されるものと解される。

7. 裁定の取消 —「真正な権利者」の確認主体

(1) 新裁定では、裁定利用開始後に「権利者」が出現し、当該者から請求があった場合には、文化庁長官は裁定を取り消すことができるとしている（67条の3第7項）。取消後は、取消時点までの利用の対価に相当する補償金（取消時補償金相当額）の権利者への支払い（同条9項）、その残額がある場合には申請者への還付（取戻）が行われる（同条10項）。取消処分後の利用については当事者間において協議することとなる。なお、取消の法的効果は将来に向かって生じ、裁定時まで遡ることはない（講学上の「撤回」）⁹。このように解しないと、取消までの利用について適法な根拠がなくなるからである。

(2) 裁定の取消に関する手続については、新裁定の適用に関する要件確認を行った確認機関の事務又は補償金を管理している指定機関の業務の範囲に含まれておらず、それらの機関の関与は法律上予定されていない。したがって、「権利者」は、直接文化庁に対して取消の請求を行うものであり、その際、請求を行った者が裁定の対象となった著作物の「真正な権利者」であるか否かの確認も文化庁が主体となって行われるものであると解される。

⁹ 宇賀克也「行政法概説Ⅰ 第7版」（有斐閣、2020年）398・399頁

ただし、権利者に関する情報に関して、新裁定の要件確認を行った確認機関の有する情報を参照するため、実務上、確認機関に情報提供や意見を求めることはあり得るものであり、この点の詳細は運用上明らかにするのが望ましい。

(3) なお、権利者確認はケースによっては複雑な調査を要する場合もあり得る。例えば、著作者は既に死亡しており、その著作権は子や孫に相続されているものと予想される場合など、複数の著作権者が存在する可能性がある場合には、権利者の範囲特定について請求を行った権利者から関連情報を得るとともに、必要に応じて一定の調査が必要となるケースもあり得る。そのような場合、文化庁は、確認機関や民間の調査会社等に調査を依頼する可能性もあり得る。

8. 裁定の取消 —複数の著作権者・実演家の関係する著作物等

新裁定制度においては、権利者の申出により裁定の取消処分が為されることとなるが、裁定による利用の対象となっている著作物等に複数の権利者が存在し、その一部の権利者のみが申出を行った場合の効果については、条文上明確になっておらず、運用上問題となり得ることから、この点について検討する。

(1) 複数の権利者が存在する場合の類型

裁定を受けて利用する著作物等に複数の権利者が存在する態様（以下「複数権利著作物」）は様々に想定されるが、概ね次の類型に分類して捉えることができる。第一の類型は、映画の著作物に代表されるように、著作物の中に美術、音楽や実演といった他の著作物等が内包される場合であり、その利用に当たっては、全体としての著作物の著作権者のみならず、そこに内包される著作権者等の許諾を要することとなる。同様に、編集著作物についても、それが著作物等から構成される場合には、その利用に際しては編集著作物の権利者とそれを構成する個々の著作物等の権利者から許諾を得る必要がある。第二の類型は、全体として一つの著作物ではないものの、複数の著作物が一体となって利用される、いわゆる結合著作物の場合である。例えば、音楽の録音物の利用においては、曲、詞等の著作権や演奏、歌唱あるいはレコードに係る著作隣接権等複数の権利が関連する。第三の類型は、一つの著作物等について著作権者等が複数存在する場合、すなわち共有著作権に係る著作物等の場合である。共同著作物に限らず、一部譲渡や承継により事後的に共有状態となる場合もある。また、性質は異なるものの、一つの著作物に複数の権利が併存するものとして、二次的著作物もこの類型に含めて考えることができる。二次的著作物の利用に当たっては、二次的著作物の著作権者のみならず、その原著作物の著作権者の許諾

も必要となることから、複数の権利者が存在する著作物として扱うことになる。

なお、当然のことながら、例えば映画の著作物の利用について、映画の著作物自体が二次的著作物である場合には脚本や小説といった原著作物の権利が関連し、そこに内包される音楽はいわゆる結合著作物として作曲家、作詞家あるいは演奏・歌唱の権利が関連し、さらに脚本が共同著作物である場合など、第一類型、第二類型や第三類型が複合的に関連した複数権利著作物も想定される。

【複数権利著作物の類型整理】

類型	著作物等の具体例	想定される権利者
第一類型 (内包型著作物)	映画、編集著作物	映画製作者、美術、音楽、実演者、脚本家等
第二類型 (結合著作物)	音楽録音物(楽曲・詞・演奏等)	作詞家、作曲家、演奏者、歌唱者、レコード製作者等
第三類型 (共有著作物・二次的著作物)	共同著作物(共著書籍)、翻訳・脚色作品(二次的著作物)	共同著作者、原著作物の著作者、翻訳者等

(2) 一部の権利者から申出が為された場合の裁定の取消し

複数権利著作物に係る裁定は、その権利者全員または一部の権利者の意思表示が確認できないことが前提となる。また、裁定後に、裁定の対象となっている権利者全員から申出が為された場合は、通常の著作物等と同様に、裁定は取消される。その効果として、権利者にはそれぞれの持ち分や寄与分（以下「持ち分等」）に応じて、既に利用が為された分（以下「利用完了分」）の「取消時補償金相当額」の支払いがなされるとともに（改正法 67 条の 3 第 9 項）、申請者に対しては「取消時補償金相当額」を超える額、すなわち今後利用が予定されている分（以下「利用予定分」）に係る補償金相当額が返還される（同条 10 項）。

複数権利著作物に係る裁定の取消しにおいて、通常の場合と異なる対応が求められるのは、裁定の対象となっている権利者が複数で、その一部の権利者（以下「申出権利者」）から申出が為された場合である。この場合、原則として、申出権利者に係る裁定を取消するとともに、補償金についてはその持ち分等に応じた上述の対応を行う一方、申出を行っていない権利者（以下「他の権利者」）に係る裁定は維持し、その補償金は引き続き指定機関が管理するのが適当と考えられる。したがって、裁定対象の複数の権利者のうち、一部の権利者から申出が為された場合には、その者に係る裁定のみ部分的に取消す処分を行うものと解される。

問題となるのは、一部の権利者から申出が為された時点で利用予定分が残っており、申出権利者がその利用について拒絶した場合である。原則に従えば、申請者は申出権利者との関係で利用予定分の利用が実質的に行えないにもかかわらず、他の権利者についての裁定は継続するため、その利用予定分の補償金相当額の取戻しができないことになる。そこで、申出権利者が利用予定分の利用を拒絶した場合には、他の権利者の利用予定分も含めて裁定を取消し、その補償金相当額を申請者に返還するのが妥当と思われる。この場合、裁定は他の権利者の利用完了分についてのみ維持され、その補償金は引き続き指定機関が管理し、他の権利者の申出に備えることとなる。また、新裁定制度における裁定の取消については、権利者からの申出により直ちに利用を停止するのではなく、一定の期間を確保すべきとされており¹⁰、申出権利者の利用予定分に関する意思表示が確認できるまでの間は、裁定の取消処分を留保するのが適当と解される。また、例えば編集著作物について、利用を拒絶した権利者に係る部分のみ利用を停止し、他の権利者に係る部分については引き続き利用するなど、申出権利者が利用予定分の利用を拒絶した場合の対応は多様であることから、裁定処分の取り扱いは、申請者の弁明を踏まえて判断するのが合理的とも考えられる。

なお、複数権利著作物の利用に際し、許諾を受けている権利者と裁定を受けている権利者とが混在している場合、裁定により利用している一部の権利者が利用予定分の利用を拒絶したとしても、許諾を受けている権利者との契約が直ちに解消されるわけではない。

【一部権利者の申出に伴う裁定取消の効果】

状況	裁定取消の範囲	補償金の取り扱い	裁定継続の可否
一部権利者から申出(利用拒絶なし)	申出権利者のみ取消(部分取消)	・申出権利者分(利用完了分)を申出権利者へ支払 ・他の権利者分は指定機関が引き続き管理	他の権利者に係る裁定は継続
一部権利者から申出(利用予定分の利用拒絶あり)	申出権利者および他の権利者の利用予定分も含めた取消	・利用予定分は申請者に返還 ・他の権利者の利用完了分は指定機関が管理継続	他の権利者の利用完了分のみ継続

¹⁰ 前掲註 4・答申 14 頁。また、改正法では権利者からの申出がなされた場合、被裁定者(申請者)に弁明の機会が与えられている(改正法 67 条の 3 第 8 項後段)。

(3)その他の考慮事項

(A)裁定取消し後の公表措置の取扱い

複数権利著作物について一部の権利者から申出がなされた場合、申出権利者分についての裁定は取消され、その補償金相当額は指定機関の管理から除外されるものの、他の権利者に係る補償金については引き続き指定機関が管理することとなる。しかし、著作物等の利用が完了した場合や、申出権利者が利用予定分の利用を拒絶し著作物等の利用が停止された場合においては、他の権利者が自身の著作物等が裁定により利用されていたことを知る手段や機会が減少することになる。そのため、少なくとも、裁定実績の公表においては、申出権利者に係る裁定が取消された後においても、その公表を継続するのが適当である。このことは、複数権利著作物に限らず、裁定を受けた著作物の利用が完了した後においても、権利者からの申出が為されない場合一般に妥当するものと思われる。

(B)複数の権利者が判明する時期との関係

裁定申請の時点で複数権利著作物であることが判明している場合や、申出権利者の申告により複数権利著作物であることが判明した場合は、申出権利者に対して、その持ち分等に応じた補償金相当額が支払われることになる。一方、裁定が取消された後、すなわち申出権利者に補償金相当額が支払われた後に複数権利著作物であることが判明した場合には、他の権利者分も含めた補償金相当額が申出権利者に過剰に支払われることになる。この場合の対応としては、申請権利者は他の権利者分について虚偽の権利者に当たると解されることから、真正の権利者以外からの申出が為された場合と同様の措置を講ずるのが適当と考えられる。かかる事態を防止する観点から、複数権利著作物に限ることではないが、権利者からの申出が為された場合には、裁定利用の対象となっている著作物等の権利関係を十分精査する必要がある。

(C)裁定の単位との関係

裁定の申請は、利用しようとする著作物等の単位で行われるのが通常であると思われるものの、複数権利著作物については、手続き上は裁定を要する権利者毎に裁定申請を行うことも考えられる。その場合には、複数権利著作物であっても、通常の著作物等に対する裁定と同様に措置することとなる。したがって、実際上は複数権利著作物の一部の権利者であるとしても、権利者からの申出が為された場合、その裁定は取消される一方、他の権利者に係る裁定はその影響を受けることなく継続するものと解される。そのため、申出権利者が利用予定

分の利用を拒絶した場合であっても、他の権利者に係る裁定を取消すことはできず、その補償金は申請者に返還されないものと解される。

反対に、一つの裁定で、複数権利著作物を含めた複数の著作物等の利用が一括して申請された場合には、申出権利者の継続利用の拒絶に伴い他の権利者に係る裁定を取消す必要が生じたとしても、複数の著作物等を含む裁定全体を取消すのではなく、申出権利者に係る著作物等に関する裁定のみを部分的に取消すこととなる。

なお、裁定申請の単位に関しては、裁定の取消との関係のみではなく、確認機関に対する手数料等との関係でも課題となる。

9. 取消処分の取消

(1) 裁定の取消処分を行った後に、取消処分の名宛人（取消請求を行った「権利者」）以外の者が、「真正な権利者」は自分であると申し出た場合、その申立てが正当なものであれば、文化庁は、当初の取消処分の瑕疵（取消請求権者の誤認）を理由に、職権に基づいて取消処分の取消（職権取消）を行うことができると解される。職権取消は、「法律による行政の原理」の要請から、それを認める明文の規定がなくても、処分の根拠法令自体が職権取消の根拠となると解されている¹¹。

ただし、職権取消は「原処分の性質（授益的処分か侵害処分か等）、原処分の瑕疵の重大性、原処分の名宛人の帰責事由、原処分の取消により名宛人や他の関係者が被る不利益の性質・程度等を総合考慮して」、その可否が判断される¹²とされている。ここでの「裁定の取消処分の取消」は、本来、裁定の取消処分の請求権を有する「真正な権利者」の利益が原処分（当初の裁定の取消処分）の名宛人の錯誤又は虚偽に基づく請求によって損なわれている点を是正し、本来の権利者の利益を確保するために行われるものであり、当然に認められるべきものであるが、一面では、原処分の名宛人の利益に関わることから、当該名宛人への弁明の機会の提供などの手続を検討する必要があるだろう。

(2) また、職権取消は「真正な権利者」からの法的な請求をまたずに行政庁が自発的に行うことが可能であるが、「真正な権利者」からの申立て、すなわち、自分が真正な権利者であるので、原処分は取り消すべきであるとの主張については、その根拠を疎明する資料等の提出など、その内容・手続等に関する指針があることが望ましい。

¹¹ 前掲註 9・字賀 393 頁以下

¹² 前掲註 9・字賀 395 頁

(3) 原処分の名宛人が上記の原処分の取消に不服がある場合には、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟又は行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができる。

(4) 一方、自分が「真正な権利者」であることを申し立てた者の主張を文化庁が認めなかった場合、当該者は、原処分について、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟又は行政不服審査法に基づく審査請求を行うことが可能であると解される。行政事件訴訟法 9 条 1 項では原告適格に関して「法律上の利益を有する者」と規定しているが、これについては「自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者」(最判昭和 53 年 3 月 14 日「主婦連ジュース類表示事件」)と解されており、原処分の名宛人だけではなく、「真正な権利者」と主張する者もこれに含まれると考えられる(なお、平成 16 年行政事件訴訟法改正では 9 条 2 項において、より柔軟な原告適格認定に資する考慮事項を新設された)。また、行政不服審査においても、不服申立資格は取消訴訟の原告適格と同義と解されており(芝池義一『行政救済法』p. 235)、また、総務省の行政不服審査法 Q & A においても、行政行為の名宛人以外の者であっても、法律上の利益を有する者(自己の権利又は利益を侵害され又はそのおそれがある者)は審査請求を行うことができるとされていることから、同様に考えることができる。

(5) 原処分の取消の効果は、原処分が行われた時まで遡って効果を生じる(遡及効)¹³。そのため、次のような効果が生じ、一定の事後処理が必要となる。

(A) 原処分からその取消までの間の利用について、裁定による利用が復活する。また、真正な権利者の請求によって改めて裁定の取消が行われるまでの間についても、裁定による利用を継続することができる。

原処分後の当事者間協議によって契約による利用に移行していた場合、真正な権利者の出現により、当該契約は無権利者との契約となり、無効となる。この場合、利用者が原処分の名宛人に契約に基づき支払った使用料は不当利得返還請求の対象となる。

(B) 真正な権利者が改めて文化庁に対して裁定の取消を請求し、取り消された

¹³ 前掲註 9・宇賀 396 頁

場合、利用者は、以後、真正な権利者と利用に関する協議を行うこととなる。

(C) 補償金の取扱いについては、原処分が取り消されたことによって、遡って裁定の取消がなかったこととなるので、指定機関は原処分の名宛人に対して支払った補償金相当額の返還請求を行うこととなる。一方、真正な権利者に対しては裁定に基づく利用実態に即して補償金相当額を支払うこととなる。

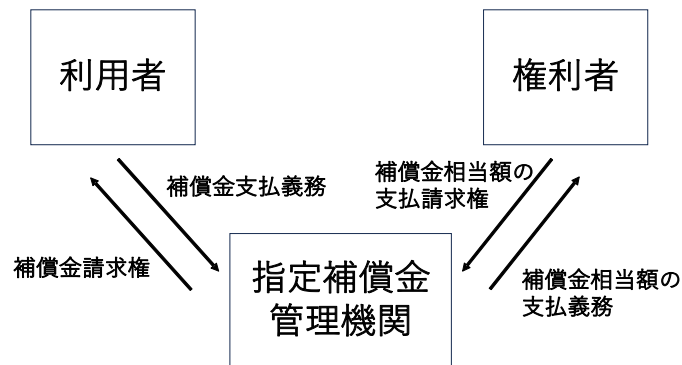
また、原処分に基づき利用者が取り戻した残余额分についても、形式的には利用者から一旦指定機関に返還させ、その後、真正な権利者への補償金相当額支払い分を除いた残余额の再計算をした後、改めて利用者へ支払うこととする必要がある。指定機関が真正な権利者へ支払う補償金相当額の前払金を補填するためである。ただし、実務上は、残余额の再計算に従って、原処分の時から（その取消を経て）真正な権利者に対する裁定の取消処分までの期間に相当する補償金相当額のみを返還させる工夫があり得ると考えられる。

10. 補償金請求権の時効

新裁定において、裁定の対象となった権利者の有する補償金請求権は消滅時効にかかるのか、また、時効にかかるとした場合、指定機関は申請者に補償金を返還すべきこととなるのか、あるいは指定機関の財産に組み入れることが可能となるかという問題がある。これらの点について、以下に検討する。

新裁定制度では、利用者と権利者との間に直接的な債権債務関係は存在せず、利用者は指定機関に対して補償金支払義務を負い、権利者は指定機関に対して補償金相当額の支払請求権を有すると考えられる。

その根拠としては、①新法104条の21第2項において、利用者は「補償金を指定機関に支払う」とされており、利用者が指定機関に対して支払義務を負うという構成が採用されていること、②新法104条の21第4項において、指定機関は権利者に対して権利者が受けるべき補償金「に相当する額」を支払うものとされており、指定機関が権利者に対して支払義務を負うという構成が採用され、かつ、その支払対象は補償金そのものではなく、補償金に相当する額であるとされていることが挙げられる。なお、指定機関が存在する場合も、72条に定める補償金の額についての訴えについて権利者と利用者が当事者となるが、誰が補償金の額の増減を争うのが適切であるかという点から補償金額の負担・帰属主体である権利者と利用者が補償金の額の増減を争うのが適切であるということで両者が当事者とされているものと解され、上記の理解との間に齟齬はないと考える。



上記の権利義務関係からすれば、利用者から指定機関が支払を受けた補償金は、支払を受けた時点で指定機関の財産となり、指定機関が自由に利用することが可能となる。もっとも、指定機関が権利者から補償金相当額の支払請求を受けた場合にその支払義務を直ちに履行することができなくなることは、新裁定の趣旨に反する。そのため、指定機関は権利者からどの程度補償金相当額の支払請求が行われるかについて合理的な予測を行って、当該予測に基づいて権利者から補償金相当額の支払義務を直ちに履行することができると見込まれる程度の金員を常に保有しておく必要があると考えられる。

権利者が補償金相当額の支払請求を行わないまま、時効期間が経過した場合には、権利者の指定機関に対する補償金相当額の支払請求権は時効により消滅する。

この場合に、利用者が指定機関に対して補償金の返還請求を行うことができるかという点、上記のとおり、権利者と利用者との間に直接の債権債務関係があるわけではなく、権利者の補償金相当額の支払請求権が消滅したことをもって、利用者が指定機関に対して補償金の返還請求を行うことができるようになる理由はないものとする。また、利用者が指定機関に対する支払義務を負う法律上の原因は存在することから、不当利得ともならないと考える。

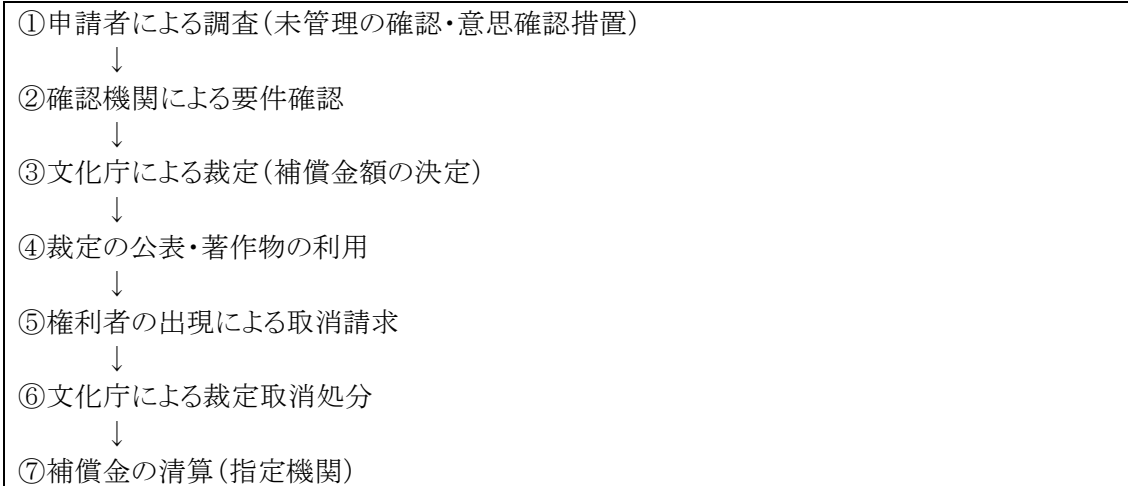
そのため、指定機関は、時効消滅により、権利者に対する補償金相当額の支払請求義務から免れ、かつ、利用者に対する補償金の返還義務も負わないことから、補償金は指定機関が自由に利用することが可能となる（財産の組み入れが可能となる）と考えられる。

消滅時効期間については、民法166条1項に基づき、①債権者が権利を行使することができることが知っている場合は知った時から5年間、②そうでない場合は権利を行使することができる時から10年間であると考えられる。指定機関の立場で、「債権者が権利を行使することができることを知っていること」を把握することは困難であるため（把握できるのは補償金相当額の支払い

請求を受けた場合くらいであり、その場合は速やかに支払を行うので消滅時効は問題とならない)、②の権利を行使することができる時から10年と考えて、消滅時効期間の管理をすべきであろう。「権利を行使することができる時」は、権利行使に法律上の障害がなくなった時と解されているところ、104条の21第4項は、「補償金の支払を受けた」指定機関は権利者から請求があったときは補償金に相当する金額を支払わなければならない旨を規定していることから、利用者から補償金の支払いを受けた日と考えられる。

Ⅱ 新裁定制度の運用実務に関する論点

【新裁定制度の申請・利用プロセス】



1. 申請に至るまでのプロセスについて

(1) 事前相談の在り方

従来の 67 条裁定に関する「裁定の手引き（第 1 1 版）」（令和 5 年 9 月）では、文化庁は、裁定申請を希望する者に対して、事前相談を推奨し、それを通じて正式申請を受理可能と判断しうる程度まで申請内容のチェックを行っており、新裁定制度においても円滑な運用のために適切な事前相談が推奨されるものと考えられる。

ア 著作物の利用に関する一般的な相談を経て、67 条裁定又は新裁定の手続に移行するケースが想定されるが、裁定に関する事前相談と著作権相談との連携をどのように捉えるべきかについて、著作権制度に詳しくない利用者の場合、著作物の利用に関する一般的な相談の結果を踏まえた上で具体的な利用手段を検討することが考えられ、その結果、67 条裁定又は新裁定に関する手続に進む場合が生じると予想される。利用者の利便性向上と手続の効率化・円滑化の観点からは、著作権相談と裁定制度に関する事前相談が連携して、相談内容の共有、円滑な引継ぎを可能として、利用者にとってできるだけシームレスな体制が構築されることが望ましいと考えられる。

イ 確認機関が一般的な著作権に関する相談業務を行っている場合、申請(予定)者の利便性を考慮すれば、裁定に関する事前相談も著作権相談の一環として同一の機関が実施するのが適切と考えられるがどうかについて、上記（１）のよ

うに著作権相談と裁定に関する事前相談の連携が重要であることから、確認機関が著作権相談から裁定に関する事前相談を一連の流れとして実施することは、利用者にとって窓口の一本化となるため、「簡素で一元的な権利処理」を目標とする新たな制度の円滑な運用に大いに資するものとなると考えられる。別の見方からは、いわゆる「たらい回し」の批判を招かないためにも、確認機関は、裁定に関する事前相談のみならず、それに先立つ一般的な著作権相談の窓口も一体として設けることが求められると考えられる。

なお、確認機関において著作権相談や裁定に関する事前相談を担当する職員は、特定に立場に偏しない中立的な立場を確保することが必要であり、案件に応じてこの点の確認を行うことが必要である。

(2)未管理公表著作物等に関する「未管理」の判断

ア 基本的な考え方

新裁定制度の裁定対象となる著作物等は「未管理」であることが前提となる。

「未管理」の要件については、第一に著作権等管理事業者による管理が為されていないこと（67条の3第2項1号）、第二に著作物等の利用可否に係る権利者の意思を確認できる情報で文化庁長官が定めるものが文化庁長官の定める方法で公表されていないこと（同項2号）である。

これらの要件を充足するか否かについては、著作物等の利用主体であり、当該著作物等に関する情報を多く知り得る立場にある申請（予定）者において確認するのが原則であると考えられる。裁定申請を受け付ける確認機関は、迅速な処理という新裁定制度の趣旨を実現する観点から、申請者の提出した資料を基にした検証・確認を中心に行い、その内容を実際にトレースして確認したり、独自の調査を加えたりすることは原則として行う必要はないものと考えられる。

イ 著作権等管理事業者による管理の有無

第一の要件について、申請予定者は、利用しようとする著作物等が著作権等管理事業者による管理の対象となっているか否かを、分野横断権利情報検索システム¹⁴等を活用して、当該著作物等の属する分野を管理対象としている著作権等管理事業者のDBを著作物等の作家名や題名等を元に個別に検索し調査す

¹⁴ 2024 年年 10 月末に開催された関係者向け説明会の資料では、システム運用開始予定の 2026 年春の時点では、著作物等の管理状況等を当該システムから直接検索するのではなく、著作物等の権利情報等を検索することができる外部のデータベースを検索しそのリンク先を示す機能を有するシステムとなる見込みであり、著作物等の検索は改めてリンク先の DB 等で行うことになる。

ることになる。また、管理著作物等を検索する DB を有しない著作権等管理事業者については、当該著作権等管理事業者に直接連絡するなどして、管理対象著作物等であるか否かを確認する。その結果、利用しようとする著作物等が、著作権等管理事業者の管理対象である場合には、当該著作物等は「未管理」に該当せず、新裁定制度の裁定対象にはならない。

確認機関は、申請予定者が提出した情報から申請者が著作権等管理事業者を網羅的に調査したか否かを検証しその充足性を判断する。申請者の調査により、著作権等管理事業者による管理の対象となっていることが判明しなかった場合には、当該著作物等は差当り「未管理」であるものと推察できる。ただし、申請者が有している著作者名や題名等の情報が正確ではない可能性がある場合には、著作権等管理事業者に直接問い合わせるよう申請者に追加の調査を要請する事案もあるものと思われる。

確認機関による独自の調査は行わないことを原則としつつも、實際上、各著作権等管理事業者の DB の検索機能には少なからず違いがあり、正確な検索を行うには一定の経験や知識が必要になる場合もある。そのため、特に制度の運用開始当初においては、一見して明白な誤りを防ぎ、制度の信頼性を担保する意味からも、確認機関が保有している情報や知識を基に、データベースでの検索や著作権等管理事業者への照会といった補完的な調査を行う必要もあるように思われる。特に、申請予定者が、利用しようとする著作物等の分野に疎い場合には丁寧な対応が要求される。また、蓄積した経験や情報を適宜「裁定の手引き」等に反映させ、制度の安定的な運用を図る工夫も必要になるものと考えられる。

ウ 意思確認情報の有無

第二の要件に関して、「意思確認情報」について、答申¹⁵では「利用の可否や条件等に係る表示内容については、例えば、『利用の禁止』、『複製・公衆送信禁止』等の記載がある場合、利用条件を示したガイドライン・利用規約が公開されている場合、『利用の際は事前に許諾を得てください』等の記載がある場合、クリエイティブコモンズマーク、自由利用マーク等が記載されている場合等が考えられる。」とし、さらに「著作権者等による利用許諾申請窓口や申請フォームを用意している場合も『意思』が確認できる表示がなされているものと考えられる。」とされている。

この点に関し、著作権法 67 条の 3 第 2 項第 2 号（第 103 条での準用含む）

¹⁵ 前掲註 4 21 頁

に規定する文化庁長官の定めについて、文化庁告示案の概要¹⁶では、「著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報は、著作物の利用の可否に関する情報又は利用の可否に係る著作権者の意思を確認できる連絡手段に係る情報」としている。

また、「表示方法」について、答申¹⁷では、「著作物そのものや著作物に付随した記載」として「イラスト下部、動画の終わりなどのコンテンツ内、書籍や冊子の表紙・奥付や CD/DVD 等のパッケージ、ウェブサイト上のコンテンツのキャプションや同一ページの下部、コンテンツ投稿サイトや SNS の当該コンテンツの説明文 等」を挙げており、「権利者又は関係者の公式の情報であることが明らかなところ」として「団体や企業等が公開し、容易にアクセス可能なウェブサイトやデータベース、コンテンツ投稿サイトや SNS のチャンネル概要、アカウント所有者のプロフィール、展示会の展示作品周辺や作品リスト 等」を例示している。

この点に関し、告示案の概要¹⁸では「①著作物周辺（書籍の奥付その他の紙面、CD のパッケージなどにおける記載）における表示 ②著作権者のウェブサイト又は著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報を掲載しているウェブサイトにおける掲載」としている。

具体的には、書籍や雑誌の奥付や表紙等、CD や DVD のパッケージやラベル、配信プラットフォームや販売サイトの利用案内、動画内における表示等において、「転載禁止」や「禁無断複製」といった記載が為されている場合には、それが権利者の実際の意思を表しているか否かに係わらず一律に意思表示情報として捉え、「未管理」には該当しないものとして扱われる。また、「無断で録音することは法律で禁止されています」といった一般的な注意喚起と思われる記載、あるいは「利用の際は〇〇まで連絡してください」といった表記も意思確認情報に含まれる。

利用しようとする著作物等の入手元である媒体等自体には意思確認情報の記載がなくても、当該著作物等が複数の媒体等で流通している場合には、合理的な範囲で他の媒体等についても確認を行い、一つでも意思確認情報が記載されていれば、当該著作物等は「未管理」には該当しない。申請予定者には、これらの意思確認情報の有無を自ら確認し、「未管理」に該当するか否かを判断することが要求される。

¹⁶ 「文化審議会著作権分科会政策小委員会（第4回）」（令和7年1月20日）参考資料8「著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示案の概要」

¹⁷ 前掲註4 22頁

¹⁸ 前掲註16

確認機関は、申請予定者が調査した内容が十分かを精査し、必要に応じて追加的な調査を依頼すべきと考えられる。

また、各媒体やプラットフォーム等における意思確認情報は、基本的に、掲載等されている著作物等全てについての意思表示とみなされる。そのため、例えば、ある楽曲の楽譜が印刷された紙媒体の楽譜を複製利用しようとする際、楽譜自体には意思表示情報が記載されていなくても、その楽曲の演奏を録音した CD が別に存在し、そのパッケージに「無断で録音することは法律で禁止されています」との記載が為されている場合には、その楽譜は「未管理」には該当しないものとして扱われる。

このように、特に著作権制度に詳しくない一般人にとっては、意思確認情報を正確に把握するのが困難な面があるところ、確認機関においては、どのような場合に「未管理」となり裁定の対象になるかを「裁定の手引き」等を通じて、申請者に情報提供する必要がある。

一方、意思確認情報が表示されている著作物等の中で著作者不明として引用されている著作物を利用する場合など、当該意思確認情報が利用しようとしている著作物等の権利者の意思表示ではないことが明らかな事情がある場合には、当該著作物は「未管理」に該当するとされる。

また、いわゆるアウトオブコマースの著作物等に関しては「未管理」として扱うこととされており、審議会資料¹⁹では「本制度での『アウトオブコマース』については、当事者が明確にその範囲を特定できるよう、次の2点とする。ア 著作権法第 31 条第 7 項の規定に基づき国立国会図書館から図書館等に対して自動公衆送信を行う対象となる絶版等資料 イ 著作権法第 67 条の著作権者不明等の場合における著作物の利用により過去に使用されたことがある著作物であってその後に権利者が判明していないもの」と説明されている。この点に関し、文化庁告示案の概要²⁰においては、「i.法第 31 条により国立国会図書館が自動公衆送信を行える絶版等資料 ii.法第 67 条の裁定により利用されたことがある著作物であって、著作権者が判明していないもの」は、「著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報に該当しないものとする。」とされている。これらに該当する場合には、意思確認情報の表示があっても「未管理」として取り扱い、新裁定の対象となり得る。

¹⁹ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会（第1回）令和5年7月26日 資料2「新たな裁定制度における未管理公表著作物等について」

²⁰ 前掲註 16

【意思確認情報の具体例と判断のポイント】

区分	意思確認情報として扱われる具体例	判断のポイント・考え方
利用条件・禁止事項の表示	・「利用禁止」「転載禁止」「禁無断複製」 ・「利用の際は〇〇まで連絡を」 ・クリエイティブコモンズマーク等	権利者の実際の意思に関わらず、一律に意思表示情報として扱う。
許諾申請窓口・フォームの存在	・権利者が設置する許諾申請フォーム・窓口の表示	意思確認情報として扱われ、「未管理」から除外。
一般的な注意喚起の記載	・「無断録音は禁止されています」など一般的記載	一般的な注意喚起も意思確認情報とみなす。
掲載場所(媒体)	・書籍や雑誌の奥付、表紙等 ・CD/DVDのパッケージやラベル等 ・ウェブサイト上のキャプション、投稿サイト、SNSのプロフィール等	掲載場所は広く認められ、記載があれば全て意思表示情報として扱う。
複数媒体の取り扱い	・別の媒体に意思確認情報が記載されている場合(例:楽譜自体には記載なし、別媒体のCDに記載あり)	合理的範囲で他媒体も調査し、1つでも記載があれば未管理とはしない。
例外的取扱い(未管理と認定可能な場合)	・意思確認情報が、明らかに対象著作物の権利者の意思を示したものではない場合(著作者不明の引用等) ・アウトオブコマースの著作物(国会図書館の絶版等資料、過去の67条裁定利用後の著作者不明著作物)	一般ルールの例外として、記載があっても「未管理」と判断可能。

(3) 確認措置の具体的内容の明確化

ア 権利者の意思確認措置の内容

新裁定制度においては、未管理公表著作物等について、利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置として文化庁長官が定める措置をとったにもかかわらず、その意思の確認ができなかった場合には、著作者が当該未管理公表著作物等の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかでないことを条件として、通常の使用料相当額を支払うことにより、文化庁長官の裁定を受けて、当該著作物等を利用することができる。この点、答申²¹においては「著作権者等に係る情報がある場合には、その連絡先に連絡を試み、著作物の利用の可否等に係る著作権者等の『意思』を確認する。この確認に対して返答があった場合(交渉の意向を示した場合を含む。)は、新制度の対象とならない。この確認への返答は、著作権者等に一定の負担が生じることから、利用の可否等が明示されていない場合のみ確認を求めることとする。」とされている。

²¹ 前掲註4 21頁

著作権者等の表示の方法や表示場所については、「著作物そのものや著作物に付随した記載」として、「○イラスト下部、動画の終わりなどのコンテンツ内 ○書籍や冊子の表紙・奥付や CD/DVD 等のパッケージ ○ウェブサイト上のコンテンツのキャプションや同一ページの下部 ○コンテンツ投稿サイトや SNS の当該コンテンツの説明文 等」を挙げている。「権利者又は関係者の公式の情報であることが明らかなところ」として、「○団体や企業等が公開し、容易にアクセス可能なウェブサイトやデータベース ○コンテンツ投稿サイトや SNS のチャンネル概要、アカウント所有者のプロフィール ○展示会の展示作品周辺や作品リスト 等」を挙げている。権利者情報については、「著作者名（変名も含む。）や発行元・販売元の企業・法人の名称、©マーク、“権利者名＋all rights reserved”等の記載や住所、電話番号、メールアドレス、メッセージの送受信が可能な SNS アカウント等の記載が想定される。」としている。また、「著作物が日本の著作物であるか、外国の著作物であるかは必ずしも明確ではないが、新制度の運用に当たっては、外国の著作権者に配慮する必要がある。著作権者不明等の場合の裁定制度については外国の著作物であっても対象となるが、新制度の運用に当たっては、その周知状況も踏まえる必要がある。例えば、オプトアウト等の制度の対象とならない方法の周知、『意思』の確認のプロセスにおける連絡方法や期間、また、『公表』のプロセスにおける多言語化等、外国の著作権者の不利益にならない運用が望まれる。」と述べている。

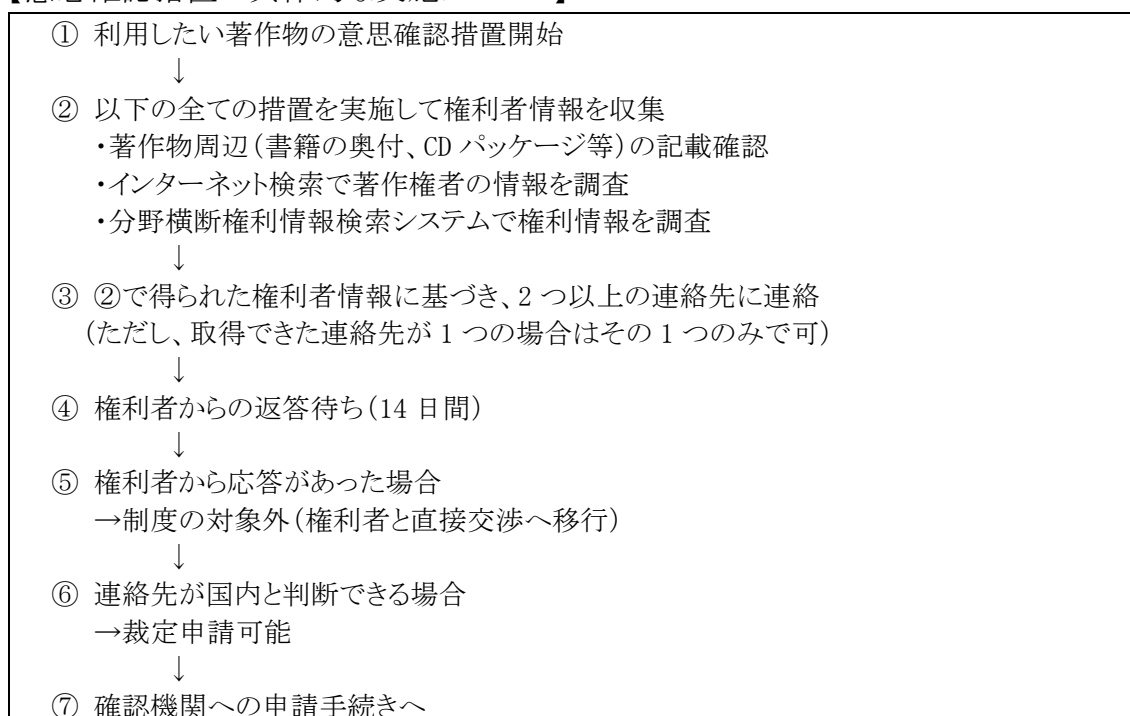
これらを踏まえ、告示案の概要²²においては「利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置は、①著作物周辺（書籍の奥付その他の紙面、CD のパッケージなどにおける記載）に表示されている情報を確認すること ②インターネット検索し、著作権者のものと想定されるウェブサイトや権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを開覧すること ③分野横断権利情報検索システムにおいて検索し、権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを開覧すること のすべてを行い取得した権利者情報等に基づき、2つ以上の連絡先等（取得できたものが1つのみの場合は当該連絡先等）に、利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための連絡を行い、14 日間、著作権者からの応答を確認することとする。」とされ、外国の著作権者への配慮については「上記の連絡は国内のものと認められる連絡先等に対して行うものとする」としている。

文化庁長官の裁定を受けて、未管理公表著作物等を利用するためには、まず、コンテンツ内、パッケージやコンテンツが掲載されているウェブサイト等ある

²² 前掲註 16

いは、インターネット検索サイトでの探索結果や分野横断権利者情報システム等を検索して得た権利者団体等の DB 等の閲覧内容から、権利者の連絡先を取得し、連絡を試みることが要求される。そうした措置を講じても連絡先が不明であるか、連絡を試みてから 14 日が経過しても応答がない場合には、その連絡先が国内のものと判断できる場合に限り、裁定による利用を確認機関に申請することができる。

【意思確認措置の具体的な実施プロセス】



【意思確認措置における権利者情報の具体例と確認方法の整理】

権利者情報の種類	具体的内容	確認すべき媒体・場所の例
著作者名・権利者名	実名・変名・法人名・団体名等	書籍・冊子奥付、CD/DVD パッケージ、作品のキャプション
権利者表示記号等	©マーク、“権利者名 + all rights reserved”等	書籍、CD、DVD、ウェブサイト
連絡先情報	住所、電話番号、メール、SNS アカウント等	パッケージ、奥付、ウェブサイト、SNS プロフィール
権利者等の公式情報掲載先	団体・企業ウェブサイト、SNS チャンネル概要等	インターネット検索、分野横断権利情報検索システム

イ 意思を確認するための措置の範囲

(2) ウで述べた意思確認情報の確認と同様に、権利者の意思確認措置は、利用しようとする著作物等の入手元に限らず、当該著作物等が複数の媒体等で流通している場合には、合理的な範囲で他の媒体等についても確認を行う必要があるものと思われるが、その範囲をどこまで広げるべきかについては検討すべき課題がある。例えば、同一作家のものと思われるイラストについて、ウェブサイトAには作品 α と β が、ウェブサイトBには作品 β のみが掲載されており、サイトBにのみ権利者の連絡先が記載されている状況において、作品 α を利用しようとする場合、裁定の申請に際して、サイトBに記載されている連絡先への連絡を要するかが問題となる。著作物は権利者の許諾を得て利用するのが原則であり、裁定制度はそれが叶わない場合の補完的な役割であるとすれば、許諾を得られる可能性のある行動は最大限行うべきことになる。このように考えれば、サイトBに記載された連絡先に連絡したうえで、14日経過しても応答がない場合には、裁定による利用が可能になるものと思われる。ただし、サイトBが海外のサーバで外国向けのサイトの場合、告示では「連絡は、国内のものと認められる連絡先又は連絡場所」に限られるとされていることから、当該連絡先への連絡は無効となり、裁定の対象にはならない。一方で、サイトBが国内向けであれば、サイトAが外国向けであっても、裁定の対象となる。

ウ 応答確認待機期間の起算点

著作権者等の意思確認措置においては、権利者情報に基づき連絡をとってから14日以内に応答がない場合は、意思確認がとれなかったものとして取り扱われる。特に出版物等のパッケージメディアにおいては、利用者は、出版社等のパッケージ発行者を経由して権利者に連絡をとり意思確認をするのが通常であると想定される。この点、例えば、①出版社経由で著作権者の意思確認を行う場合、14日の期間は出版社から著作権者に連絡をとった日から起算してよいのか、②14日以内に応答がない場合に意思確認がとれなかったものとして扱うのは利用者から権利者への直接の連絡に限られ、出版社等への連絡については適用されないのかといった検討すべき課題があるものと思われる。また、確認機関は、利用者が直接権利者と連絡をとったわけではない場合に、利用者と出版社のやり取りを信頼して、手続を進めることができるかも問題となる。これらの点に関しては、具体的に想定される事例を整理した想定事例集を整備するなど、確認機関における安定的な運用に資する工夫が求められる。

【意思確認応答待機期間の起算点に関する整理】

事例	応答待機期間(14日)の起算点	取扱い上の課題	対応策
利用者→権利者へ直接連絡	利用者が権利者へ連絡を行った日から起算	特になし(原則的なケース)	標準的取扱いとして明確化
利用者→出版社等を経由して権利者に連絡	出版社が権利者に連絡した日から起算	・出版社と権利者間の連絡日が不明確な場合がある ・出版社が迅速に権利者に連絡したか不明	・出版社に対して、権利者への連絡日を明確に記録・報告するよう求める ・出版社経由の場合は連絡証明書等を提出させる
利用者→出版社等へのみ連絡(権利者への直接連絡なし)	原則として起算不可	出版社に連絡しても、権利者に連絡が到達しない可能性がある	・原則として起算不可とし、利用者に権利者への直接連絡を求める ・例外的に出版社が公式に権利処理代行している場合、代行証明により許容する
第三者(エージェント等)が権利者へ代理連絡	代理人(第三者)が権利者に連絡した日から起算	第三者による連絡の真実性・正確性が担保できるか不明確	・代理人による権利者への連絡日を証明する書類(メール履歴等)を提出させる

エ オプトアウトの確認

申請を受け付けた確認機関は、申請者から提供された情報を基に、申請者が行った措置の妥当性を検証し、不足が無ければ、裁定の申請を文化庁長官に対して行うことになる。申請者の措置の妥当性の判断に際しては、特に、分野横断権利情報検索システムからリンクされている個人クリエイタ権利情報 DB(仮称)を検索し、権利者がオプトアウトの対象になっていないか確認したことを検証する必要がある。一方で、裁定申請手続きの迅速な運用の観点から、確認機関が独自に再度調査したり権利者に連絡したりする必要はないものと思われる。

オ 広告との関係

新裁定制度においては、裁定申請の迅速な処理の観点から、新聞紙面や権利者探しのサイトへの広告の掲載は必要としないと考えられる。そのため、著作物等が裁定により利用されることを権利者が事前に把握し、権利者自らが積極的に名乗り出ることは困難である。新裁定制度においては、権利者は裁定が為

された後にその取消しを求めることができるものの、権利者の関与しないところで著作物等が利用された事実が無くなるわけではなく、一旦利用されたことの影響を完全に回復することはできない。したがって、新裁定制度においては、手続きの迅速さを優先させつつも、裁定の判断にあたっては、対象となる著作物等の市場での取引状況、申請者との関係性・密接度、利用の目的や範囲、申請者の知識や経験等を総合的に考慮するなど事案ごとに柔軟な対応を行い、申請手続きの効率化と精度の向上の両立を図ることが求められる。

(4) 著作者の利用廃絶の意思の確認方法

著作者が利用廃絶の意思が明らかである場合は新裁定の対象とならないが(67条の3第1項2号)、確認機関はこの点について独自に調査を行う必要はないかについて、104条の33第1項2号において明示的に確認機関の事務から除かれているので、確認機関が独自に調査を行う必要はなく、最終的な決定権限を有する文化庁において判断すべき事項である。ただし、新裁定の申請書には67条の3第1項各号に該当することを疎明する資料を添付することとされているので(同条3項2号)、その申請資料の一部として利用廃絶に関する資料が添付されているかどうかの確認を行う限りで確認機関も把握することとなる。また、確認機関が著作権者の意思確認措置に関して確認事務を行う過程で著作者の利用廃絶の意思に関する情報を把握したときは、その情報を文化庁に連絡することとなる。

(5) 使用料相当額の算定

67条裁定と新裁定とでは、適用要件の違いや利用可能期間や裁定後の取消の有無といった効果の違いはあるものの、権利者からの直接の許諾なくして著作物等を利用できるという基本的な効果に変わりはないことから、どちらの裁定制度を利用するかによって使用料相当額が大きく異なるのは不合理であると考えられる。そのため、使用料相当額の算定の基礎となる事項については、新裁定制度においても現行の67条裁定と同一とすべきであり、具体的な額の算出に当たっては、現行裁定で実績のある補償金シミュレーションシステムやそこで蓄積された過去の事例に基づいて算出するのが適切である。

また、補償金シミュレーションシステムや類似例が活用できない場合について、元来、裁定制度は許諾による利用の補完的な仕組みであることから、その対価(使用料相当額)が許諾利用の場合と乖離することは望ましくなく、許諾による利用の対価に関する知見や情報を有する団体等への照会は不可欠であると考えられる。

なお、67 条裁定の補償金額については、審議会への諮問を要することとされているものの、新裁定制度においては、確認機関が算出した使用料相当額を考慮して補償金額を決定する場合には、審議会への諮問を要しない旨定められている（104 条の 33 第 4 項で参照する同条第 2 項）。そのため、補償金シミュレーションシステムや類似例の活用ができない場合の使用料相当額の算定においては、定期的に有識者等の意見を聴取するといった、公平性や客観性を担保するための何らかの仕組みを確認機関の業務運用として導入することも考えられる。

2. 申請後の事務処理に関して

(1) 標準処理期間

現行 67 条裁定では、文化庁の「裁定の手引き（第 1 1 版）」（令和 5 年 9 月）によれば、正式申請に先立ち、文化庁への仮申請を行い、同時に CRIC 広告を行うことが推奨されている。CRIC 広告後、7 日間経過を目途に正式申請に移行する流れとなっている。裁定については仮申請後約 2 カ月、申請中利用は仮申請後 3 週間程度が標準的な事務処理期間とされている。

現行 67 条裁定においては、補償金額について文化審議会（著作権分科会使用料部会）への諮問が必要であり（71 条 2 号）、審議会の開催頻度との関係が時間的目安の一要因である。申請中利用の場合は、審議会諮問は不要であるが、文化庁長官の担保金額の決定及び供託所への供託手続に要する時間が関係する。

一方、新裁定においては、確認機関が確認等事務を行う場合、文化庁長官は補償金額について文化審議会へ諮問を行う必要はなく（104 条の 33 第 4 項）、また、CRIC 広告も不要であるので、67 条裁定よりは標準処理期間を短縮できるものと思われる。

この点に関して、現行 67 条裁定と同様に仮申請を行わせるかどうかという論点がある。67 条裁定における CRIC 広告は、広く公衆から権利者情報に関する情報提供を求めるものであり、67 条裁定の要件確認の一部となっている（著作権法施行令 7 条の 5 第 1 項 3 号）。しかし、その他の要件については事前相談段階でチェックされ、それを踏まえて「仮申請」に至るものであるから、CRIC 広告はあくまでも最後の確認であり、念のためという意味合いが大きいと捉えることができる。新裁定においては広く公衆から情報提供を求めることは要件とされておらず、CRIC 広告は不要とされていることを踏まえれば、仮申請というステップを設ける必要性は薄いものと考えられる。

なお、新裁定においては、利用者が権利者情報を取得した場合、当該情報に基づいて権利者に連絡をとり、一定期間内（文化庁告示案では 2 週間）に応答

がない場合は権利者の意思確認ができない場合に該当することとなっているが、この応答の確認は新裁定の要件における重要な要素であり、申請に先立つ準備段階において実施すべき事項と捉えられるので、標準処理期間の算定に含めるべきではない。また、権利者情報が取得できないために応答を求める段階に至らない場合は、直ちに裁定申請を行うことができることとの均衡も考慮すれば、そのように取り扱うのが適当であると考えられる。

【現行 67 条裁定と新裁定の申請プロセス及び標準処理期間の比較】

手続の流れ	現行 67 条裁定	新裁定
①事前相談	実施(要件確認)	実施(要件確認)
②仮申請	実施(CRIC 広告と同時実施、広告 7 日間経過後正式申請)	不要(CRIC 広告なし)
③正式申請	仮申請後約 1 週間	即座に正式申請可能
④要件確認	文化庁が直接実施(要 CRIC 広告)	確認機関が実施(CRIC 広告不要)
⑤補償金額決定	文化審議会への諮問が必要	確認機関が算定(審議会諮問不要)
⑥裁定(標準処理期間)	仮申請から約 2 ヶ月	短縮可能(数週間程度想定)
⑦申請中利用の許可	仮申請から約 3 週間(担保金供託が必要)	手続簡素化によりさらに短縮可能

(2) 裁定結果の「公表」

新裁定制度における裁定結果の公表の仕方としては、情報管理や利便性の点から 67 条裁定の結果と合わせて公表することが望ましく、現在文化庁が運営している裁定実績データベースを新裁定の結果も取り込めるように改修したうえで、従来通りインターネット上で公開するのが適切と考えられる。新裁定制度においては申請手続きや補償金の管理を確認機関や指定機関が担うことが想定されているが、公表すべき情報が集約されるのは文化庁であることから、効率性や安定性の観点からも、裁定実績データベースの運用については、引き続き文化庁が主体となるのが適切と考えられる。

もっとも、新裁定制度においては、文化庁・確認機関・指定機関といった複数の組織が業務を分担することが予定されている。このことから、将来的には、申請の受付から（場合によっては事前相談の段階から）、補償金額の算出、裁定申請、裁定期間の管理、取消の処理、補償金相当額の支払い・取戻し処理といった裁定に関わる一連の処理を一元管理できるシステムを構築することが求め

られる。裁定実績データベースの保守や公表もその機能の一つとして、位置付けるのが理想的であると考えられる。

裁定の結果として公表すべき項目については、現行の裁定実績データベースで公表している、裁定年月日、著作物等の題号等、内容又は体様、著作者等の氏名、著作物等の種類、利用者(申請者)、利用方法に加えて裁定に係る著作物の公表も検討すべきである(67条9項、67条の3第6項)。また、新裁定制度においては裁定申請に際して広告の掲載は要求されないものと思われることから、裁定結果の対象となった著作物を公表しない場合には、権利者への情報提供として、67条裁定での広告に相当する情報を掲載して公表する必要があるものと思われる。

裁定の取消が為された場合の公表の取り扱いについては、権利者が裁定で利用されたこと自体の公表を望まない等の特別な事情がない限りは、取消が行われたことを明記した上で、公表は継続すべきものと思われる。このことは、万が一他に権利者が存在する場合への対策の意味もある。また、その際、著作物そのものを公表していた場合も同様に考え、特に削除する必要性は生じないものと思われる。

また、新裁定制度の場合も、67条裁定の場合と同様に、裁定を受けて利用している旨を複製物等に表示する必要がある(67条の3第6項で準用される67条10項)、このことは権利者が自身の著作物が裁定により利用されていることを知る手段としても有効である。さらに、先に述べた全体のシステム化を見据えた場合には、単に裁定を受けた旨やその年月日を表示するだけでなく、裁定毎に管理番号を付番しその番号も合せて表示するよう指導することも考えられる。

(3) 補償金の管理

指定機関が管理する補償金等の種別は次のとおりである。

- ①67条の3に基づく裁定に係る補償金(以下、「新裁定補償金」という。)
- ②67条に基づく裁定に係る補償金(以下、「67条裁定補償金」という。)
- ③67条の2に基づく申請中利用に係る担保金(以下、「担保金」という。)

ア 補償金管理の留意点

これらの補償金等はそれぞれの制度の違いに応じて異なる取扱いを行う必要があり、別々の勘定を立てて管理すること(区分経理)が必要である。それぞれの制度の仕組みに従って補償金等の収受・支払を行うこととなる。ただし、次のような制度間の移行が生じる場合については、勘定間の資金の移動を行う

かどうかの検討が必要である。

i) 担保金について、67 条に基づく裁定が行われ、それに係る補償金に移行する場合

この場合、申請中利用は 67 条裁定までの中間的な位置づけであり、最終的には 67 条裁定制度に吸収されるものである。担保金も 67 条裁定補償金に吸収され、当該補償金として管理するのが適当であると考えられる。ただし、申請中利用に関する記録を残しておくことは必要である。なお、文化審議会への諮問を経て 67 条裁定補償金の額が担保金を上回ることとなった場合は追加分を利用者から支払いを受ける必要があり、一方、下回る場合は利用者へ超過分を返還することとなる。

ii) 67 条の 3 に基づく裁定から 67 条裁定に移行する場合

この場合、それぞれの制度の違いを考慮する必要がある。新裁定補償金の額は文化審議会の諮問を経ることなく決定することが可能であり、仮に同一内容の利用について 67 条裁定に移行した場合において、文化審議会の諮問を経て決定された 67 条裁定補償金の額が新裁定補償金の額と異なる場合が生じたとしても、新裁定補償金の額に影響を与えることはない。この点は、担保金と 67 条裁定補償金の関係と異なるところである。また、新裁定補償金については、裁定の取消処分が行われた場合には利用期間に応じて一種の清算手続が規定されているのに対して、67 条裁定補償金については明確な規定はない。このような点を考慮し、仮に移行が生じたとしてもこれらの補償金は引き続き別々の勘定において区分経理を行うのが適当であると考えられる。ただし、権利者が出現した場合は、両補償金から統合的に支払いを行うこととなるため、両者を結び付ける情報を整備しておくことは必要である。

一方、例えば、67 条の 3 に基づいて一定期間の利用期間（上限 3 年）を設定し、裁定を受けたものの、その利用期間の途中で 67 条裁定に移行した場合、新裁定補償金と 67 条裁定補償金の関係をどのようにするかという課題がある。この場合、67 条裁定がなされると新裁定が取り消されるなどの調整措置は定められていないので、両者は並立関係となる。利用の根拠としてはそれが障害となることはないが、補償金については利用者にとって部分的に二重払いの負担となる可能性がある。67 条裁定への移行にあたって、新裁定による利用期間の終期に 67 条裁定による利用開始時期を合わせるなどの工夫²³をすれば、この間

²³ 新裁定の利用期間を上限の 3 年間としつつ 67 条裁定に基づく利用開始時期を新裁定の利用期間の終期に合わせる場合のほか、現行 67 条裁定の実務でも認められている裁定の範囲内での利用期間の更新の仕組み

題は回避できるが、それが利用者側の都合により採れない場合、利用者として二重負担を甘受せざるを得ないものと考えられるが、今後作成される「裁定の手引き」などにおいては、この点を注意喚起するとともに、回避の方法についても情報提供を行うのが適切である。

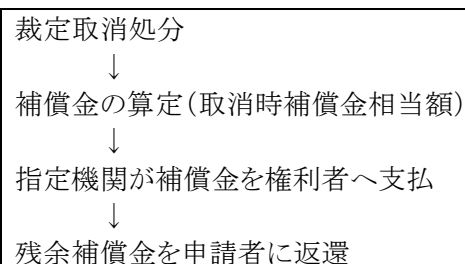
イ 著作物等保護利用円滑化事業への支出の際の留意点

指定機関は著作物等保護利用円滑化事業の財源として補償金を使用することができるが、その際留意すべき点について、104 条の 22 の規定では、著作物等保護利用円滑化事業に支出すべき額の決定にあたって「著作権者及び著作隣接権者への将来の支払に支障が生じないことを旨として、その支払いが見込まれる額」を控除すべきものとしており、その趣旨を踏まえる必要がある。

3 種類の補償金等が区分経理されることを前提に、それらの性格の違いを踏まえれば、まず担保金は中間的な位置づけのものであり、その勘定から支出するのは避けるべきである。次に、67 条の 3 に基づく裁定は 67 条裁定より緩やかな要件の下で「暫定的な」利用を可能にするものであり、権利者の出現の度合いは 67 条裁定よりも高くなることを想定する必要がある。一方、67 条裁定はこれまでの実績に照らせば権利者が出現する度合いは相対的に低いものと想定される。

このような違いを踏まえて、67 条裁定補償金からの支出割合を高く設定し、新裁定補償金からの支出割合は補助的なものとするのが適当である。一方、担保金は支出財源として用いるべきではないと考えられる。

【裁定取消時における補償金清算プロセス】



を新裁定でも活用して、例えば 3 年以内の更新の可能性を示しながら当面 1 年間の利用(相応の補償金の支払を要する)を行いつつ、権利者の出現状況を見極めながら、新裁定に基づく利用期間の更新(補償金の追加支払を要する)によって対処するか、あるいは 67 条裁定に移行するかを判断していくという手法もあり得るものと考えられる。

3. 裁定の取消

(1) 裁定の取消処分と確認機関又は指定機関の関係について

ア 確認機関の業務について

67条の3第7項は、裁定に係る著作物の著作権者が、当該著作物の著作権の管理を著作権等管理事業者に委託すること、当該著作物の利用に関する協議の求めを受け付けるための連絡先その他の情報を公表することその他の当該著作物の利用に関し当該裁定を受けた者からの協議の求めを受け付けるために必要な措置を講じた場合には、文化庁長官に対して裁定の取消しを請求することとしている。著作権者等の裁定の取消請求を受けて、文化庁長官は、利用者に対して取消しの理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えたうえ、取消しの要件が充足していると認められる場合には、裁定を取り消すこととなる。

一方、確認機関の業務は、①新裁定の申請受付に関する事務、②当該裁定の申請に係る著作物等が未管理公表著作物等に該当するか否か及び当該裁定の申請をした者が67条の3第1項1号に該当するか否かの確認（要件確認）、③使用料相当額の算出であって、取消しの手続は含まれていない（104条の33第1項）。

そうすると、裁定の取消しについては、確認機関が手続の一部を代行するなどの関与をすることは予定されていないものと考えられる。

実質的にみても、裁定の取消処分は、裁定の処分と同じく行政処分であって、権利者の権利回復及び利用者の著作物の利用権の消滅に関わる重要な判断であることから、その要件の充足の判断は、専ら文化庁長官が行うべきものと解される。

そして、取消前の事前通知や弁明及び証拠の提出を受けることについても、行政不服審査法に基づく審査請求の機会を確保するという適正手続の観点から、取消の要件充足の判断を行う文化庁長官が行うべきものと考えられる。

ただし、文化庁長官が裁定取消しの要件を検討するにあたり、確認機関等において行われた事前相談の内容などについて情報の提供等が必要な場合、確認機関が情報を提供するようなことは考え得る。

イ 指定機関について

次に、指定機関の業務は、①67条1項の現行裁定による利用のための補償金及び67条の3第1項の新裁定による利用のための補償金の受領に関する業務、②67条の2第1項による裁定申請中利用制度の担保金及び同条5項の裁定をしない処分を受けたときの補償金の受領に関する業務、③上記①②におい

て受領した保証金及び担保金の管理に関する業務、④裁定申請中利用制度に係る担保金並びに現行裁定及び新裁定の利用のための補償金相当額についての著作権者等に対する支払に関する業務、⑤著作物等保護利用円滑化事業に関する業務である（104条の20）。

裁定が取り消された場合、67条の3第8項ないし第10項により、著作権者等は取消時までの利用期間に対応する補償金の額（取消時補償金相当額）の弁済を受けることができ、利用者は支払った補償金のうち当該弁済を受けることができる額を超える額を取り戻すことができることになる。これら著作権者等への弁済及び利用者への取戻しへの対応は、指定機関が補償金管理業務を行う場合には、104条の21第2項及び第4項により、指定機関が行うこととされている。

よって、指定機関は、裁定の取消しがなされ、かつ著作権者等から請求があった場合には、著作権者等に対して取消時補償金相当額を支払い、利用者から請求があった場合には、取戻しに係る額を支払うこととなる²⁴。

（2）複数の著作権者・実演家の関係する著作物等について一部権利者から申出があった場合における取消の在り方

複数の著作権等の関係する著作物等²⁵の利用について裁定が為され、その中の一部の権利者から申出があった場合、原則として当該権利者に係る部分のみ裁定を取消し、その他の権利者に係る裁定は維持すべきものと考えられる。補償金については、申出権利者に係る部分、すなわち裁定を取消す部分に係る補償金相当額について、それぞれ権利者への支払いと申請者の取戻しに充て、残余の補償金については、他の権利者の出現に備えて引き続き指定機関において管理・保管すべきものと考えられる。

但し、申出た権利者がその後の著作物等の利用を拒絶し、事実上、著作物等の全部が利用できない状態になった場合には、申出権利者分のみならず裁定全

²⁴ 指定機関が権利者に対して取消時補償金相当額の支払義務を負う時期について、104条の21第4項は、「第1項及び第2項の規定により著作権者又は著作隣接権者からの請求があったときは」として、同条第2項が読み替える裁定の取消しに係る規定（67条の3第9項）を含んでいる。このため、裁定の取消しがあった場合においても、指定機関は、著作権者等からの請求があつて初めて取消時補償金相当額の支払義務を負うと解される。

これに対し、104条の21第4項は利用者からの取戻金の請求に関して定めていないが、67条の3第10項は利用者が「取り戻すことができる」と規定しており、同条第9項で著作権者が「弁済を受けることができる」と同様の規定ぶりであること、また、裁定の取消処分に対して利用者が不服申立てを行うか、そのまま取戻しを行うかは利用者の意思に係ることであるから、裁定の取消処分がなされた時点で指定機関が取戻金の支払義務を負うことは相当でないといえる。このことから、取戻金についても、指定機関は利用者の請求があつて初めてその支払義務を負うと解すべきである。

²⁵ 複数の権利者が関係する著作物等については、様々な類型が存在する。この点については、I 8.(1)を参照。

部を取消し、申出権利者以外の残余の補償金相当額については、利用者の取戻しを可能とすべきものと思われる。具体的な手順としては、新裁定制度において権利者がその取り消しを求めた場合には、文化庁長官はあらかじめその旨を裁定を受けている利用者に通知するとともに、弁明の機会を与えることとされているところ（67条の3第7項）、利用者はこの通知を受けた後に申出権利者との間で著作物等の利用に関する協議を行い、その結果、継続利用が行えないと判断した場合には、その旨を弁明したうえで、裁定の全部を取消すよう要請することになると思われる。

なお、裁定の公表については、裁定の一部を取消した場合でも、申出をしていない残りの権利者への情報提供の意味から、一部の権利者が判明した旨の注記をしたうえで、継続すべきと考えられる。

【複数権利著作物の裁定取消の考え方】

ケース	一部の権利者が利用を拒否した場合	一部の権利者のみ出現・利用許諾の場合
裁定の取消範囲	全部取消が原則	当該権利者部分のみ取消
補償金の取扱い	全額の再計算・返還	当該権利者部分のみ支払・返還

(3) 権利者又は利用者が補償金の額に不服がある場合の対応について

72条1項は、67条の3第1項についても対象にしているため、新裁定においても、補償金の額に不服がある権利者は、利用者に対して訴えを提起して（72条2項）その額の増額を求めることになる。

利用者が裁定による補償金の額に不服がある場合（減額を求める場合）も上記と同様、権利者を被告として訴えを提起することが原則であるが、権利者が不明である場合は訴えを提起することが困難である可能性もある。この場合には、利用者としては、73条ただし書により裁定処分に対する審査請求を行い、補償金額を争うことが考えられる。

ア 指定機関の法的位置づけとその根拠

下記①及び②を理由として、利用者は指定機関に対して補償金支払義務を負い、権利者は指定機関に対して補償金相当額の支払請求権を有し、利用者と権利者との間には直接的な債権債務関係は存在しないと考えられる（I 10. 参照）。

① 104条の21第2項において、利用者は「補償金を指定補償金管理機

関に支払う」とされており、利用者が指定機関に対して支払義務を負うという構成が採用されている。

- ② 104条の21第4項において、指定機関は権利者に対して権利者が受けるべき補償金「に相当する額」を支払うものとされており、指定機関が権利者に対して支払義務を負うという構成が採用され、かつ、その支払対象は補償金そのものではなく、補償金に相当する額であるとされている。

指定機関が存在する場合も、72条に定める補償金の額についての訴えについて権利者と利用者が当事者となると解される。72条は、誰が補償金の額の増減を争うのが適切であるかという点から、実質的な補償金額の負担・帰属主体である権利者と利用者が補償金の額の増減を争うのが適切であるということと両者が当事者とされているものと解され（形式的当事者訴訟）、これは指定機関の法的位置づけに関する上記の理解との間に齟齬はないといえる。

イ 権利者が補償金額の増額を求める場合

権利者が補償金額に対する不服を申し立てる場合とは、補償金額の増額を求める場合である。この場合、権利者は、72条に基づき、利用者を相手として訴訟を提起することになる。

72条の訴訟は、行政事件訴訟法4条に定める形式的形成訴訟と位置付けられる。この訴訟類型の法的性質については、給付・確認訴訟と捉えるか、形成訴訟と捉えるかについて争いがあるが、土地収用法133条2項・3項の訴えにおいて、最判平成9年1月28日（民集51巻1号147頁）は、被収用者（原告）は、正当な補償額と裁決に定められていた補償額との差額を請求することができる旨判示している。そうすると、著作権法72条の訴訟においても、補償金の額の増額を求める権利者は、利用者に対し、裁定で定められた補償金額との差額の支払いを求めることができる（給付訴訟）ものと解される。

一方、利用者としては、裁定に係る著作物を利用する前に補償金を支払わなければ利用ができないため、通常、裁定により定められた補償金は、既に利用の際に指定機関に支払っていることになる。

そうすると、裁定において定められた補償金額については、利用者が指定機関に支払うこととなり、権利者は指定機関から支払いを受けることになる。そのうえで、72条の訴訟の判決において補償金額の増額が認められた場合には、その増額分については利用者が権利者に直接支払うこととなり、指定機関は関与する必要はないものと考えられる。

ウ 利用者が補償金額の減額を求める場合

利用者が裁定において定めた補償金額が高いとしてその減額を求める場合、上述の権利者における場合と異なる問題がある。

まず、67条の3第1項や67条1項は、74条2項の適用がないと考えられるため、利用者は自己の見積額を指定機関に支払えばよいということにはならないものと解される。

このため、利用者は、補償金額に不服があるとして訴えを提起する場合であっても、利用者が著作物等を利用するためには、裁定により定められた補償金額を指定機関に支払う必要があると考えられる（権利者不明等のため審査請求をする場合（73条ただし書）も同じ。）。

そして、利用者が補償金の減額を求めたい場合は、形成訴訟のように「被告が著作権を有する〇〇作品を利用する文化庁長官の裁定（事件）について、文化庁長官が〇年〇月〇日にした裁定中、原告に対する補償金額〇円を、〇円に変更する。」というような請求の趣旨・判決主文になると思われる²⁶。

このような訴訟提起がなされた場合、裁判所は、当該処分又は裁決をした行政庁にその旨を通知する（行政事件訴訟法39条）。また、行政事件訴訟法41条1項が準用する同法31条1項は、「処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。」とされている。そこで、文化庁長官が判断した補償金の額を変更する判決が下された場合、文化庁長官から行政事務の委任を受けている指定機関にも及ぶと解される。

以上のように考えれば、利用者は、判決で減額が認められた場合、既に支払った補償金の差額について指定機関から取戻しを受けることができるし、指定機関は判決で定められた変更後の金額を権利者に支払えばよいことになる。

4. 取消処分の取消

ア 取消処分の取消に関する確認機関又は指定機関の関係

裁定の取消処分は文化庁の権限（67条の3第7項）に属する行政処分の一環であり、その取消も同様に文化庁の権限に属するものである。両機関の事務・業務に関する規定にもこの点に関するものはないので、両機関が関与すること

²⁶ 利用者からみれば、権利者が指定機関から補償金相当額の支払いを受けているか否かは判らず、権利者が支払いを受けていない場合には返還請求の根拠がないことを理由として給付請求は棄却されることが考えられるため、利用者から権利者への給付請求になじまないのではないかと考えられるためである。

はない。

ただし、指定機関は、取消処分（以下、「原処分」）に伴って当該処分の名宛人への補償金相当額の支払（104 条の 21 第 4 項）、及び裁定利用者からの取戻請求への対応（同条 2 項による 67 条の 3 第 10 項の読替）を行っており、原処分の取消に伴い原処分の名宛人及び裁定利用者からそれぞれ返還を受ける必要がある（イ参照）。

なお、確認機関が原処分の取消に関して参考となる情報（原処分の名宛人が真正な権利者ではないとの疑念につながる情報等）を有している場合には、当該情報の提供を行うことが求められる。

イ 補償金や利用者の取戻しに関する取扱い

原処分の取消に伴い、遡って原処分はなかったものとなるので、権利者と称した原処分の名宛人に対する補償金相当額の支払又は裁定利用者の取戻請求による支払は法的根拠がなく無効となるため、指定機関としてそれらの返還を求める必要がある。その上で、改めて真正な権利者への支払又は裁定利用者の取戻請求への対応を行うこととなる。

これに関連して、原処分の場合、その名宛人（権利者と称した者）及び裁定利用者に対する通知がなされ（67 条の 3 第 8 項）、当該通知を受けて原処分の名宛人又は裁定利用者は指定機関に対して補償金相当額の支払請求又は取戻請求を行うこととされている。なお、指定機関は、原処分の名宛人からの補償金相当額の請求等に伴い原処分の内容を把握することが可能であるが、別途、実務上文化庁から原処分に係る情報の連絡を受けるものと考えられる。

原処分の取消が行われた場合も当然に、文化庁から原処分の名宛人及び裁定利用者にその旨の通知がなされるものと考えられるが、返還請求は指定機関から両者に対して行うため、指定機関に対しても原処分の取消に関する通知が必要と考えられる。

なお、原処分からその取消までの間における利用について、原処分の名宛人と裁定利用者の間で契約が結ばれ、何らかの使用料のやり取りが生じている場合、その取戻に関することは当事者によって解決されるべき事柄であり、指定機関が関与することはない。

ウ 取消処分の取消に伴う対応

取消処分の取消に行われた場合、原裁定が復活することとなるため、原裁定に関する「公表」も復活させる必要がある。この点、「裁定実績データベース」との関係はどうあるべきかに関しては、そもそも裁定の取消処分が行われた場

合に原裁定の公表を中止するかどうかという点を検討する必要がある。「Ⅰ－8．裁定の取消（3）（A）」で述べられたように、原処分後においても必要性がある場合も考慮し、公表を継続すべきという考え方もあり、また、新たな裁定申請（67条裁定及び未管理著作物裁定）において裁定実績データベースに掲載されている著作物等であるか否かは、要件確認において重要な要素であることも踏まえて、原処分が行われた後も原裁定の公表は継続するのが適切であると考えられる。したがって、公表の「復活」を議論するのではなく、裁定、取消処分、及び取消処分の取消などの一連の経緯を記録として参照し得るように、裁定実績データベースに掲載すべき情報の内容の在り方を検討するのが有益であると考えられる。

Ⅲ 67 条裁定との関係

【67 条裁定と新裁定制度の比較】

項目	現行 67 条裁定	新裁定制度(67 条の 3)
要件	著作権者と連絡不可	未管理、意思確認措置を取ったが応答がない場合
補償金の決定方法	文化審議会諮問	確認機関により算定(諮問不要)
CRIC 広告	必要	不要
裁定取消	なし	権利者の出現により可能
補償金返還	原則なし	裁定取消の場合に可能
対象期間	原則無期限	上限 3 年間(暫定的利用)

1. 新裁定に基づく利用期間中の67条裁定との関係

新裁定に基づく利用期間中に 67 条裁定の申請を行うことも可能であると考ええる。利用者としては、まずは新裁定の要件を具備しているものについて迅速に著作物の利用を開始し、それと並行して現行裁定の要件を備えるための必要な措置をとることで、現行裁定の申請を行うことも制度上許容されていると考えられる。

また、新裁定の利用期間中に現行裁定が行われた場合、67 条の 3 第 7 項の取消事由には該当しないため、新裁定は取り消されないものと考えられる。

2. 新裁定に基づく補償金と 67 条裁定の補償金との関係

新裁定の利用期間中に現行裁定の申請を行い、裁定が行われた場合の考え方について、以下検討する。

まず、前提として、新裁定の利用期間中に当該利用者から現行裁定の申請がなされた場合に、文化庁長官は、当該新裁定の利用範囲・方法（実態）や補償金額などを踏まえて、現行裁定の補償金額を定める必要があるのかが問題となる。

この点については、新裁定と現行裁定はそれぞれ異なる法的根拠によって利用が認められる別個の裁定であることから、文化庁長官は、当該現行裁定の申請に係る利用範囲・方法と現行裁定の利用期間に応じた補償金額を定めれば良く、新裁定に係る補償金が支払われたこと等については勘案する必要がないものと考えられる。

このように考えると、新裁定の利用期間と現行裁定の利用期間が重なる部分において、利用者は補償金を二重払いする結果となるが、上記のとおり別個の

申請に基づく別個の裁定によって利用を行うための対価であることを前提とすれば、かかる結果も不当とはいえないと考えられるし²⁷、基準としても明確であると考えられる。

そうすると、利用範囲の異同にかかわらず、新裁定の利用期間中に現行裁定の申請がなされた場合、文化庁長官は、当該現行裁定の申請に係る利用範囲や方法等を踏まえた補償金額を定めて裁定を行えばよく、利用者としても現行裁定に基づく利用を行う場合には、当該現行裁定によって定められた補償金額を支払うことにより利用することができるものとする。

3. 67条裁定の補償金の支払いに関する運用指針

指定機関は67条裁定に係る補償金も管理することとなるため、裁定に係る権利者から請求があった場合には補償金相当額を支払うこととなる。その運用指針のあり方について、一般的には、補償金支払いの基本方針として、権利者からの請求に対して、迅速かつ確実な支払いを行うべきこと、また、権利者であることの証明方法、補償金額の算定根拠、支払時期や方法などについて、明確な基準と手順を示していること、そして、補償金の支払いに関する記録を適切に管理し、定期的に文化庁に報告する体制を整備すべきこと（特に、権利者への支払状況や残存する補償金の管理状況について、適切な情報管理を担保するような内容であること）といった内容を含む運用指針であるべきだろう。

また、上記のとおり、新裁定の利用期間中に現行裁定の申請がなされたような場合の対応などについても定めておくことも考えられる。

²⁷ ここで述べた見解に対し、新裁定の利用期間中の現行裁定の申請があった場合には、既に支払われた補償金を勘案して、二重払いにならないように補償金を定めるべきであるという見解も成り立ちうる。この見解によれば、後に新裁定の取下げや二重払い防止のための清算を行うべきか等の問題は生じない。なお、利用者による新裁定の取下げについては、権利者の意思表示の機会を確保する観点から、利用開始後の取下げが許容されるかという問題が考えられる。

IV 今後の課題

本調査研究は、改正後の67条の3の規定に基づく新たな裁定制度（新裁定制度）の法解釈と運用実務に係る論点、新裁定と67条裁定との関係について、現時点までに明らかになった情報に基づき一定の見解をまとめたものである。本調査研究では触れられなかったが、今後の関係法令の制定や運用に係る各種の仕組みの整備の状況をにらみながら、明確化が図られるべきものを今後の課題として挙げておきたい。これらの事項については、「裁定の手引き」をはじめ各種の運用マニュアルにおいて明らかにされることを期待する。

1. 新裁定に関する業務フローと関係者間の情報共有

新裁定に関する手続を適正かつ効率的に進めるためには、手続に関する関係者・機関間の業務フローの明確化と関係者間の適切な情報共有の仕組みを整える必要がある。この点については文化庁において別途調査研究事業において検討中と聞いており、その成果を運用実務に反映させる必要がある。

2. 裁定の申請単位と確認機関の手数料の算定基準

裁定申請に係る手数料額及びその適用に係る算定基準は、確認機関の収入の観点から、確認機関の運営にとって重要な事項である。現在、関係政令が準備中であり、その制定を踏まえて、複数の著作物等や著作権者等が関係する場合なども想定しながら、申請単位や算定基準等に関する考え方を明らかにする必要がある。

3. 著作権相談及び裁定に向けての事前相談に要する経費の財源確保

裁定手数料は、申請後の事務処理に要する経費に支弁されるものであり、著作権相談や裁定に向けての事前相談の経費に充てられるものではないが、「Ⅱ-1（1）」で整理したように新裁定制度を円滑に運用するためには申請に先立つ著作権相談・事前相談の果たす役割は重要であり、これに要する財源確保方策を検討する必要がある。

4. 新裁定に基づく利用から67条裁定に基づく利用に移行する場合におけるCRIC広告の取扱い

現行67条裁定では実務上、申請に先立ちCRIC広告を行うことが求められるが、新裁定に基づく利用を経て67条裁定に基づく利用に移行する場合、新裁定に係る著作物等については既にインターネットを通じた公表がなされて

いる点を踏まえて、改めて67条裁定に先立ちCRIC広告を求めるかどうかについて明らかにする必要がある。

5. 新裁定の適用要件に関する想定事例集の検討

新裁定の適用要件のうち、「未管理公表著作物等」該当性、著作権者等の「意思確認措置」に関して、確認機関が窓口として対応する際の判断の手助けとなるように、種々の具体的な事例を想定して適用の可否に関する考え方を整理しておくことが望ましい。

V 新裁定制度対象事例の調査と分析

1. 調査対象

公益社団法人著作権情報センターの相談室が行っている「著作権テレホンガイド」に寄せられた電話相談を基に、現行の裁定制度を紹介した事例など新裁定制度による裁定利用の対象となり得ると思われる事例を調査した。

2. 調査期間

2023年7月から2024年9月までの15カ月の間に寄せられた相談を基に集計・分析した。

3. 件数

調査期間中の実相談件数は累計8,433件であった。このうち、新裁定制度の利用が想定される事例の件数は、累計105件であった。なお、実相談件数には、著作権制度一般や著作権以外の知的財産権等に関する相談も含まれている。

4. 著作物等の分野

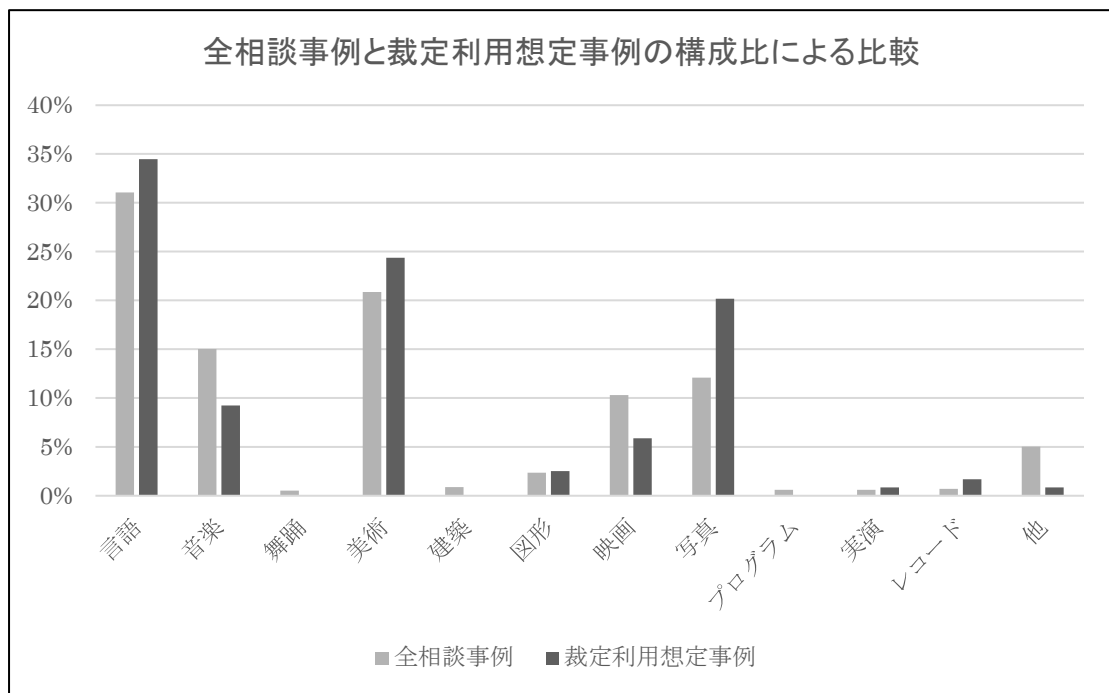
(1) 裁定利用想定事例と全相談事例の件数

裁定利用想定事例と著作物の利用等に関する全相談事例の著作物等の分野ごとの件数及び各事例における構成比は次の通りであった。なお、一つの事例が複数の分野に及ぶ場合は、それぞれ集計した。

分野	裁定利用想定事例		全相談事例	
	件数	構成比	件数	構成比
言語	41	34%	2,054	31%
音楽	11	9%	994	15%
舞踊	0	0%	34	1%
美術	29	24%	1,380	21%
建築	0	0%	58	1%
図形	3	3%	156	2%
映画	7	6%	682	10%
写真	24	20%	800	12%
プログラム	0	0%	40	1%
実演	1	1%	40	1%
レコード	2	2%	46	1%
他	1	1%	332	5%

(2) 構成比による比較

裁定利用想定事例を全相談事例との構成比で比較すると、両事例とも、言語・美術・写真・音楽・映画の順で件数が多いことがうかがえる。一方で、言語・美術・写真については、裁定利用想定事例の構成比が全相談事例の構成比を上回っているのに対して、音楽・映画については逆に下回っている。特に、写真については、全相談事例の構成比は12%なのに対し裁定利用想定事例は20%と約1.6倍となっている。構成比の比較におけるこのような違いは、著作物等の分野ごとに権利者の特定の困難性や集中管理の度合いが異なることが要因になっているものと推察され、今後どの分野を中心に権利者情報を整備していくかを考える上で参考になるものと思われる。



5. 相談者の分析

裁定利用想定事例の相談者の属性は次の通りであった。相談者属性として「個人」が最も多いが、「個人」の中には、相談内容自体は企業や団体の業務に関連すると思われるものも含まれている。相談者属性の特徴として、地方公共団体、教育機関、図書館や博物館といった公共的な色彩の強い団体や組織からの相談が多い傾向にある。

相談者属性		
個人	45	
企業	22	
公共団体	6	31
教育関係	8	
図書館・博物館	17	
その他	7	

6. 裁定利用想定事例の内容

対象事例ごとの相談者属性及び内容は次の通りである。委員会での検討においては、これらの中には「公表」の要件を満たしていない事例が含まれている可能性もあり、実際の運用に当たってはその点の調査も必要になるとの指摘があった。また、出版社の倒産や廃業により連絡が取れなくなっている事例について、パッケージに意思確認情報が記載されていても、絶版等資料に位置づけられ、いわゆるアウトオブコマースとして新裁定制度の対象になることも考えられるとの指摘もあった。

相談者	相談内容
個人	著名な俳人の放送番組を録画したものを、イベントで上映したいが、番組内の楽曲に未許諾分がある。
個人	他者（故人）のエッセイを利用したい。出版社は倒産、連絡先が分からない。
個人	地域の歴史書を出版したいが、著作者、出版社の連絡先が不明。
企業	廃業した出版社から刊行されていた絵本を読み聞かせで使いたい。
個人	1964年東京五輪での外国人選手のビデオをYouTubeで公開したい。駐日大使館に問い合わせたところ、「公開後に権利者が判明すればその段階で解決すればよい」との見解が示された。
教育関係	教育史を作っている。既に廃業した出版社が1940年代に発行した雑誌に掲載の記事・写真を使いたい。国会図書館資料で写真の部分しか確認しておらず、著者名があるかどうか不明。

図書館・博物館 (公立図書館)	「図書館にある郷土資料の冊子に掲載されている写真を町内会で使いたい」との要望がある。写真の撮影者は不明だが、「1970 年代ごろの写真」との記載がある。出版社は現存しない、発行者は過去に在った審議会。
公共団体 (地方公共団体)	音楽を編曲した二次的著作物の著作者の許諾を取りたいが、継承者が分からない。
図書館・博物館 (地方公共博物館)	自著に絵画映像を利用したい。「引用」たり得ないので許諾を得たいが、連絡先が分からない。「回答がなければ利用する」旨の文書を発信のうえで利用したい。
個人	ネット上で使用する音楽の使用許諾を得たいが、著作者が不明である。
個人	特定のコミュニティ内で発行した文芸誌に掲載されていた短歌に、批評・感想を加えて自費出版したい。発行元の担当者に問い合わせたが、「作者名が分からない」ので利用を断られた。
個人	2000 年代に刊行された、約 1000 年前の書物を読み下した書籍を復刻したいが、権利者の連絡先が分からない。
企業（書店）	1970 年代のフランスのファッションショーの写真を書籍にしたいが、撮影者などが不明。
個人	昔の写真を利用したいが、撮影者は死亡し、相続人も亡くなっている。継承者はいるが、音信不通である。
教育関係（小学校）	創立 150 周年記念事業で、100 周年史の記事を再掲したい。当時の編纂委員会の関係者の連絡先が不明。
個人	チェロ奏者を偲ぶ会で、演奏風景を収録した DVD を上映したいが、DVD の撮影者や、演奏に参加した外国人の消息が不明である。
個人	書籍を個人的に視聴覚障害者向けの音声 CD にしたい。著者は 2000 年代に亡くなっており、親族の消息も分からない。
図書館・博物館 (県立博物館)	発行時期が特定できない映像を使いたい。
教育関係 (市立小学校)	ある先生の指導メモを再利用したい。指導メモの中に古い写真が掲載されているが、詳細は不明。

教育関係 (学校関係者)	コンサートや朗読会で写真を利用したい。被写体の許諾は得られたが、撮影者と連絡が取れない。
企業	私立学校案内に基督教の讃美歌を掲載したいが、讃美歌委員会は権利を持っておらず、文化庁長官裁定を受けて利用したい。
個人	40 年前にオリジナル作品として作成したビデオをデジタル化して、YouTube に掲載したが、音楽のレコード会社が廃業しており、許諾が取れない。
個人	著名な彫刻家（1980 年代に没）の個展で、本人の作品と、その写真を利用したい。本人の作品は遺族の許諾済み。
個人	地域のコミュニティ紙の沿線鉄道に関する記事に、数十年前に交通安全協会が発行した冊子に掲載された一文を再掲したいが、著者の消息がつかめない。
図書館・博物館 (市立図書館)	イベントで絵本を利用した布製品を企画しているが、出版社、著者と連絡が取れない。
企業	古書を復刻したいが、出版社は廃業しており、権利者の消息も不明。
個人	無料配布の冊子に写真を載せたいが、撮影者が分からない。
企業（マスコミ）	当社が過去に出版した本の一部を使いたいという申し出があるが、著作者は高齢で話し合いができず、身内の方の連絡先も分からない。
個人	2010 年代に発行された書籍に掲載されている写真をコピーして使いたい。写真は 1930 年ごろのものと思われるが、撮影者は不明。
個人	30 年前の中学校の部活の記録をまとめ、無償配布するにあたって、ある写真集に掲載されている写真を使いたい。出版社は廃業しており、元社長の消息もつかめず、手掛かりがない。
個人	大学の学部の 50 年史に掲載されている記事を使いたい。出版社は倒産しており、著者名の記載もない。
図書館・博物館 (県立図書館)	所蔵している 16 ミリフィルムの劣化を防ぐため資料をデジタル化したい。著作権者不明のため文化庁長官裁定

	を受けたいが補償金を供託しなければならないか。
公共団体 (地方自治体)	広報誌に、ベートーベンやモーツァルトに関する中古のレコードジャケットの写真を使いたい、権利者が分からない。
個人	約 2000 年前の経典に 1970 年ごろに新解釈を加えた経典の相当数のページをコピーしたいが、著作者や遺族が不明。
個人	1920 年代に発行された日本語で書かれた童話を他言語で翻訳出版したいが著作者の情報が全く分からない。
企業	放送番組で使う写真の著作権者が分からない。
図書館・博物館 (資料館)	保有している著名人の手紙、肖像画、写真などを展示カタログに使用したいが、著作者が不明のものがある。
図書館・博物館 (文書館)	昭和 10 年代に作られた絵葉書をサイトにアップしたい。
その他(NPO 法人)	30 年前に小中学校の校長先生が描いた絵をエコバックに印刷したいが、連絡先が分からない。
公共団体(生涯学習センター)	40 年前の市史の中の写真を拡大コピーして館内に展示したいが、撮影者が不明。
図書館・博物館 (図書館)	近隣住民や関係者に無償配布する郷土資料を作成するため、国会図書館の資料を使いたい、出版社はもうない。
図書館・博物館 (公立図書館)	吸収合併された会社が発行していた地図を利用するため、吸収した会社に問い合わせたところ「権利を放棄しており、判断する立場にない」との回答であり、吸収された会社の社長が権利を有しているとの情報もあるが消息がつかめない。
その他(知財総合支援窓口)	「権利者不明の著作物を利用したい」という申し出があったが、非営利なら無断利用が可能か。
企業(大学出版会)	アンソロジーを制作したいが、著作者の所在が全く分からないものがある。
個人	1960 年代に刊行された米国法人が著作権者の英語教本を復刻して使いたい、日本の出版元は消滅している。
企業	1910 年代に発行された絵葉書の白黒写真に後から彩色を施した写真を包装紙に使いたい、彩色した人の個人

	名が不明。
個人	60 年前のイベントである団体が使って詞に曲を付けたが、その団体も作者も不明。
教育関係（保育園）	保育園で撮影した VHS を DVD にしたいが、「著作権の問題でコピーできない」と業者に言われた。
個人	著名な僧侶生誕 200 年にあわせて別の人が雑誌に書いた小説を復刻したい。
図書館・博物館 （民間美術館）	100 年前に発行された雑誌の拡大コピーを使いたいが、出版社が廃業していて作者も分からない。
企業	吸収合併した会社が持っていた絵に色をつけて使いたい。
企業	歴史書を出版するにあたり、2000 年代に出版された地図を使いたいが、出版社に連絡がつかない。
図書館・博物館 （市立記念館）	過去に発行した無料の文学アルバムをネット配信したい。
個人	ラジオドラマの脚本を有償の朗読会で使いたいが、権利者が見つからない。
図書館・博物館	著作者から寄贈された彫刻を「複製して販売したい」と業者から依頼があったが、著作者もその妻も死去している。
個人	原作者がアメリカ人で、1970 年代に日本語訳が出版された絵本に曲をつけて、有料のコンサートで歌いたいが、権利者が不明。
その他（学術学会）	1990 年代に死亡した彫刻家がデザインしたメダル在庫がなくなってきたので増製したいが、著作権継承者の所在が不明。
企業	1980 年代に死亡した詩人の詞に作曲をつけたいが、相続人が不明。
個人	昭和 20 年代に雑誌に掲載された回想録を復刻したいが、出版社は無くなっており、遺族が誰かも不明。
企業	会社案内の HP を作成するにあたり掲載予定の記事の権利者と連絡がとれない。
図書館・博物館 （大学博物館）	戦前に東京市が発行した冊子に掲載されている絵葉書を再現し、販売したい。

個人	表紙のイラストを使いたい、作者の孫と連絡がつかない。
図書館・博物館 (区立図書館)	「1970 年代に出版された地図を利用したい」との依頼があったが、出版社が倒産している。
教育関係 (教育委員会)	入試問題で使用した論文を権利処理してネット配信または冊子にして配りたいが、論文の作者で連絡先が分からない人がある。著作権台帳や文藝年鑑も確認済み。
企業 (出版社)	本を作成するにあたり、保護期間中の絵画を写真にして載せたいが、著作権継承者の所在が不明。
個人	昭和 30 年代発行の雑誌の特集に掲載された曲をコピーして歌の練習に使いたい。
企業	50 年前に外部に委託して作ったキャラクターを利用したいと思っているが、著作者が不明。
個人	2010 年代に出版された本の著作者を探しているが、出版社に問い合わせたが不明、ネット検索にもヒットしない。
企業	2020 年代に亡くなった画家が描いた絵画を所有しており、それをタペストリーとして複製したい。
図書館・博物館 (博物館)	寄贈作品を使ったグッズを作りたい。この作品の著作者は没後 70 年を経過しておらず、寄贈時に登録されていた電話は通じない。
個人 (合唱団員)	作曲管理不明の曲を使いたい。
個人	数年前に死亡した友人の短歌集を出版したいが、相続人が不明。
教育関係 (幼稚園)	幼稚園の HP 改修に際してお経の解説本 (解説部分は PD ではない) の英訳を使いたい、翻訳者が不明。
個人	手作りの本などを販売するイベントで、広告を基にポスターを作って販売したいが、オリジナルの広告の代理店の所在が不明。
その他 (団体)	長年、映像制作を依頼してきた制作会社が廃業して連絡がつかないが、納品された映像を使いたい。
図書館・博物館 (博物館)	文芸施設で展覧会のポスターに 1950 年代発行の雑誌の表紙を利用したい。
企業 (出版社)	廃刊された雑誌に掲載された文章、写真を使いたい、

	出版社は解散している。
企業	「30 年前に外部発注して描いてもらった建物内の壁画を絵葉書に使いたい」という相談があり、発注先に聞いたが、壁画の原画を描いた人の所在が不明。
企業	J-WID で「作詞家不詳」となっている曲を使いたい。
個人	1970 年代に撮影された写真を自費出版に使いたいが、撮影者とは連絡がつかない。
個人	新聞に連載された漫画を使いたいが、権利者の連絡先が分からない。
その他（財団）	財団の展示として年表を作るにあたり、財団の本の新聞広告を使いたい。
個人（大学生）	大学図書館に詩人本人が寄贈した詩集に掲載されている詩を歌詞として利用したいが、連絡先が分からない。
企業	1980 年代に死亡した人が、昭和 10 年代に発行した出版物に書いた文章などを使いたいが、継承者が見つからない。
個人	イラストレーターに制作してもらったデザインを使いたいが、イラストレータは既に死亡しており、親族はおらず、著作権譲渡もしていない。イラストをぜひとも使いたい。
個人	企画展で古い本の現物の展示や図録の作成をしたいので、出版社に連絡を取ったが、本人が死亡し、遺族と連絡が付かないケースがある。
個人	15 年前に買った生地のテキスタイルを二次利用したい。
個人	2000 年代に刊行された本に掲載された宝石の写真をコピーし資料配布したいが、出版社からは写真の権利者は分からないと言われた。
図書館・博物館 （市立郷土資料館）	番組制作会社から、当館が刊行した書籍に載っている写真を使いたいとの依頼があったが、著者は死亡しており、出典も不明となっている。
個人	40 年前に出版された本の一部をコピーして友人に渡したいが、出版社は無くなっており、連絡が取れず、執筆したライターも不明。

企業（出版社）	1960年代の家庭科の教科書に載った写真を、刊行する学術書に転載したいが、写真の出典やクレジットがない。
個人（写真家）	博物館の写真集を出すためのクラウドファンディングの返礼品として、絵画を原画とした博物館の壁画（動物）を写真に撮ってグッズとして提供したい。原画の著作者は判明しているが、壁画の権利者と連絡が取れない。
企業（出版社）	過去に出版した本で使用したイラストレーターと連絡を取りたいが、所在が不明。
公共団体 （市の視聴覚ライブラリー）	撮影者から寄贈を受けた、県のダムを撮影した動画（1960年代制作）を「コピーさせてほしいと」言われている。
教育関係 （小学校教員）	周年行事で発行する冊子に約50年前に撮られた空撮の写真を使いたいが、撮影した会社はすでに無くなっている。
個人	「妻と義母」という多義図形イラストをTシャツにプリントして配りたい。
企業（出版社）	アンソロジーを作っており、俳句は7万句の権利処理をしているが、俳人兼作詞家の権利承継がどうなっているか知りたい。
個人	1960年代に没した作家の言葉を自身の葬儀で使いたい。その準備をしたいが、連絡先が不明である。
その他（任意団体）	過去50年の機関誌（年刊）に掲載した会員の記事を、PDFにしてHPに掲載したい。
個人	廃校になった学校の校歌の曲のみを映像の中で使いたい。作曲家の遺族が不明で、作詞家とも連絡がとれない。
個人	以前に勤務していた研究所で出版していた本をデジタルアーカイブしたいが、執筆者の一部と連絡が取れない。
公共団体 （地方自治体）	地域の広報のために1960年代に作られた楽曲のソノシートが2000年代に発売されている。当該楽曲を町制100周年映画の中で使いたい。故人である作詞家と連絡が取れない。

個人	日本語の本を中国語に翻訳したいが、著作者は 1997 年頃亡くなっており、本を出版した研究所は既に存在しない。
公共団体 (消費生活センター)	「自身が所有している古い映画のビデオテープを DVD にダビングしたいが、ダビングの機器を持っていないので業者に頼んでもよいか」との相談が寄せられている。映画は海外では 1925 年、日本では 1967 年に公開され、その映画会社はすでに廃業しており、著作権譲渡の有無も分からない。
その他 (病院)	故人 (1970 年代に没) が当院の患者・職員を描いた絵が、当院に寄贈されており、この絵を一般社団法人が「複製したい」と言っている。

(公社) 著作権情報センター 附属著作権研究所

著作権研究所研究叢書No.30

DX時代に対応した「新裁定制度」に係る
課題に関する調査研究委員会
報告書

令和7年3月 発行

発行者 公益社団法人 著作権情報センター
附属著作権研究所
〒164-0012
東京都中野区本町1丁目32番2号
ハーモニータワー22階
電話 03(5333)1645

© CRIC 2025

(非売品)



本調査研究の一部は一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
(SARTRAS) の共通目的基金の助成を受けて実施しています